

第 1 1 7 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- | | |
|-----------|---|
| 報告第 1 号 | 令和 5 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件 |
| 第 1 号議案 | 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）） |
| 第 2 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 3 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 4 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 5 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 6 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 7 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 8 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 9 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 0 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 1 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 2 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 3 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 4 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 5 号議案 | 神河町農業委員会委員の任命の件 |
| 第 1 6 号議案 | 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| 第 1 7 号議案 | 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| 第 1 8 号議案 | 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| 第 1 9 号議案 | 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| 第 2 0 号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 2 1 号議案 | 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 2 2 号議案 | 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 2 3 号議案 | 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 |

第 2 4 号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 5 号議案	神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 6 号議案	神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 7 号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 8 号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 9 号議案	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
第 3 0 号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
第 3 1 号議案	姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件
第 3 2 号議案	令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）
第 3 3 号議案	令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 3 4 号議案	令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 3 5 号議案	令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 3 6 号議案	令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
第 3 7 号議案	令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
第 3 8 号議案	令和 6 年度神河町一般会計予算
第 3 9 号議案	令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
第 4 0 号議案	令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第 4 1 号議案	令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 4 2 号議案	令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 4 3 号議案	令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 4 4 号議案	令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第 4 5 号議案	令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 4 6 号議案	令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 4 7 号議案	令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 4 8 号議案	令和 6 年度神河町水道事業会計予算
第 4 9 号議案	令和 6 年度神河町下水道事業会計予算
第 5 0 号議案	令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計予算
第 5 1 号議案	神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 2 号議案	令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第10号）
承認 第 1 号	第 2 次神河町長期総合計画後期基本計画の策定の件
承認 第 2 号	公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件

○議会提出議案

発 委 第 1 号 神河町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件

発 委 第 2 号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について

神河町告示第14号

第117回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月20日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和6年2月29日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第117回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年2月29日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年2月29日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 令和5年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第5 第1号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第6 第2号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第3号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第4号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第5号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第6号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第7号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第8号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第9号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第10号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第11号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第12号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第13号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第14号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第15号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 日程第7 第16号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
第17号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件
第18号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
第19号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正

する条例制定の件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 8 | 第20号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第21号議案 | 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第22号議案 | 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第11 | 第23号議案 | 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第12 | 第24号議案 | 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第13 | 第25号議案 | 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第14 | 第26号議案 | 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第15 | 第27号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第16 | 第28号議案 | 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第17 | 第29号議案 | 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第18 | 第30号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について |
| 日程第19 | 第31号議案 | 姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件 |
| 日程第20 | 第32号議案 | 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第21 | 第33号議案 | 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第22 | 第34号議案 | 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第23 | 第35号議案 | 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第24 | 第36号議案 | 令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第25 | 第37号議案 | 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第26 | 第38号議案 | 令和 6 年度神河町一般会計予算 |
| | 第39号議案 | 令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算 |
| | 第40号議案 | 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第41号議案 | 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第42号議案 | 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算 |
| | 第43号議案 | 令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計予算 |
| | 第44号議案 | 令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第45号議案 | 令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算 |
| | 第46号議案 | 令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算 |
| | 第47号議案 | 令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算 |
| | 第48号議案 | 令和 6 年度神河町水道事業会計予算 |

	第49号議案	令和6年度神河町下水道事業会計予算
	第50号議案	令和6年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第27	承認第1号	第2次神河町長期総合計画後期基本計画の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	報告第1号	令和5年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
日程第5	第1号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第8号））
日程第6	第2号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第3号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第4号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第5号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第6号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第7号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第8号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第9号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第10号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第11号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第12号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第13号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第14号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第15号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
日程第7	第16号議案	神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
	第17号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件
	第18号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
	第19号議案	神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件

日程第 8	第20号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 9	第21号議案	神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第22号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第23号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第24号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第25号議案	神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第26号議案	神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	第27号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第28号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	第29号議案	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
日程第18	第30号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
日程第19	第31号議案	姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件
日程第20	第32号議案	令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第21	第33号議案	令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第22	第34号議案	令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第23	第35号議案	令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第24	第36号議案	令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第25	第37号議案	令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）

出席議員（11名）

1 番	小 島 義 次	7 番	松 岡 宣 彦
2 番	木 村 秀 幸	8 番	藤 森 正 晴
3 番	澤 田 俊 一	9 番	藤 原 資 広
4 番	廣 納 良 幸	11番	栗 原 廣 哉
5 番	安 部 重 助	12番	小 寺 俊 輔
6 番	吉 岡 嘉 宏		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹		木 村 弘 美
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平 岡 民 雄		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井 出 博		春 名 常 洋
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長			井 上 淳一朗
.....	石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事			児 島 浩 司
.....	高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事	
			宮 本 公 平

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

寒さもようやく和らぎ、寒暖を繰り返しながらも春の訪れを感じる今日この頃であります。

本日、ここに第１１７回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。

まずは、令和６年１月１日１６時１０分に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に心より哀悼をささげるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、神河町から復興支援として派遣されました職員の方々の御苦勞に感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興のために、神河町としてできる限りの支援を改

めてお願いいたします。

災害が発生するたびに思うことですが、改めて防災・減災の取組がいかに重要であるかを認識いたしました。町執行部には、今回の災害を教訓に、再度、神河町の防災・減災対策が十分であるかを見直していただき、町民の生命、財産を守るために努めていただくことをお願い申し上げます。

去る2月24日付の神戸新聞に、国立社会保障・人口問題研究所発表の2050年の人口推計が掲載され、目を留められた方も多くおられると思います。神河町では、様々な少子化対策、人口減少対策に取り組んでおりますが、2050年の神河町の地域別将来推計人口は5,657人。2020年と比較すると、人口減少率46.7%、65歳以上の割合が53.6%と、人口減少傾向は一向に収束する気配がありません。人口減少の波は全国に広がり、あらがうことは大変困難であることは十分に理解しておりますが、町執行部には、さらなる少子高齢化、人口減少対策に取り組んでいただくことを改めてお願い申し上げます。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、専決処分の承認、条例の全部改正・一部改正、財産取得、各会計補正予算、令和6年度当初予算など計52件であります。特に今定例会は新年度予算を審議する極めて重要な議会であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第117回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。1月に発生した能登半島地震では、住宅被害が約7万棟、避難者は2月14日現在で6,913人と報道されており、現地での支援活動は続いてはいるものの、本格的な復旧、復興には相当の時間が必要です。その被災地支援として、兵庫県は関西広域連合と連携をし、カウンターパート方式で石川県珠洲市へ支援を行うこととして、神河町からも1月26日、31日、2月10日に、1班2人体制で3班6名をそれぞれ1週間の日程で避難所支援と家屋被害認定支援に派遣をいたしました。今後も兵庫県と連携しながら引き続き支援を行っていく予定で、3月22日からの避難所支援へ向けて派遣準備を進めているところでございます。

今後、本格的な復旧作業に入りますと、各自治体からの中長期的な職員派遣による支援行動となつてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

そのほか災害義援金箱を町内6か所に設置し支援を呼びかけております。改めて、一日も早い復旧、復興を心から願うものでございます。

さて、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を始めて2月24日で2年となりました。厳

しい寒さの中、状況は混沌とした状態だと感じておりますが、和平への協議が進んでいないことが非常に気になります。パレスチナ暫定自治区のガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスのイスラエルへの攻撃によって始まった軍事衝突は、2月24日、4日間の戦闘の休止が実現はしたものの、まだまだ予断を許さない状況に心を痛めるところでございます。一日も早い平穏な日常が戻ることを心から願うばかりです。

そのような中、今年の冬はこれまで経験したことのない暖冬となり、積雪も神河町の山間部では40センチの積雪は一度あったものの、平地部ではほとんどなく、比較的暖かい日が多く、特に但馬方面では深刻な雪不足で、営業を休止するスキー場もありましたが、7シーズン目を迎える峰山高原リゾートホワイトピークは、厳しい気象条件の中、自然雪と46台に増設した人工降雪機による安定した積雪とコース管理により、2月25日現在、4万7,000人超えの来場者を迎えることができいております。暖冬の中でも、スキー、スノーボード、そして雪遊びを楽しめる環境をつくり出すことができたことは、今後も引き続いて安定した運営につながるものと期待しています。

また御承知のとおり、一昨年からのJR播但線利用促進政策として、神河町も特に寺前―和田山間の利用密度アップに向けて、兵庫県及び朝来市様ほか商工会、地域の団体との産官連携でワーキングチームを設置をし、各種取組を進めているところです。私も冬といえば松葉ガニということで、神河町の利用促進助成事業を活用させていただき、寺前駅から城崎温泉駅へ特急はまかぜ号を利用させていただきました。所要時間1時間と、自動車よりはるかに早く目的地に到着いたします。ここ最近は意識して鉄道利用はしてまいりましたが、単なる利用促進だけではなく、SGDs、カーボンニュートラルの観点からも、公共交通利用について啓発してまいりたいと思います。議員各位におかれましても、積極的な御利用をよろしくお願いいたします。

さて、本日は第117回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜りまして、議会が開催できますことを、厚くお礼申し上げます。

今定例会は報告1件、専決処分1件、農業委員任命14件、条例制定・改正14件、規約の変更1件、用地等取得1件、令和5年度各会計の補正予算6件、令和6年度各会計予算13件及び承認1件の計52件を提出させていただきました。

一昨日の新聞の1面には、国内の出生数が過去最少の75万8,000人となり、初めて80万人を割った、2022年から5.1%減少した。減少ペースは想定より早く、この傾向が続くと2035年、令和17年にも50万人を割るとのこと。婚姻数も90年ぶりに50万組を割ったと報じられています。政府においては、地方創生人口減少対策として異次元の子育て政策をうたい、各種政策展開がされていますが、今求められているのは既存の政策の延長強化策が多く抜本的な対策とはなっていない、やはり合計特殊出生率を上げるための思い切った政策展開が必要だと報じられていました。

神河町もこの間、地域創生人口減少対策を最重要課題と位置づけて取り組んできました

たが、引き続きやるべきことと新たな取組について、もっと大胆に切り込んでいかなければならないと考えています。これらのことを新年度予算に反映させてまいりますので、議員各位にはよろしく御審議を賜りまして、御承認賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 11 分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 117 回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

前川農林政策課長より、会計実地検査受検のため欠席届が提出されております。本日午後の会議より欠席となりますので、御報告申し上げます。

なお、廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により着座での発言、挙手をもって採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

3 番、澤田俊一議員、4 番、廣納良幸議員。以上 2 名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る 2 月 22 日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会議の日程ですが、本日から 3 月 22 日までの 23 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、県町土地開発公社事業報告 1 件、専決処分の承認 1 件、人事案件（農業委員の任命）14 件、条例の全部改正 4 件、一部改正 10 件、退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更 1 件、財産取得 1 件、補正予算 6 件、令和 6 年度当初予算 13 件、計画の承認 1 件の計 52 件であります。

なお、議会からの提出議案は、条例の制定 1 件、意見書の提出 1 件の計 2 件を最終日に提出する予定にしております。

閉会中に受理した請願はございませんが、陳情 2 件を受理しています。議会運営基準

第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目、第2日目は、町長提出全ての議案について提案説明を受け、報告第1号は質疑を行い了承。第1号議案から第15号議案及び第21号議案は、質疑を行い表決をお願いいたします。承認第1号について、質疑、討論、表決を最終日にお願いすることとしております。

第3日目と第4日目は質疑を行います。第16号議案から第20号議案、第22号議案から第31号議案、第36号議案は、それぞれ質疑の後、討論、表決をお願いすることとしております。第32号議案は、質疑の後、総務文教常任委員会に審査を付託することとしております。なお、一般会計補正予算との関連がある第33号議案から第35号議案及び第37号議案については、最終日に討論、表決をお願いすることとしております。また第38号議案から第50号議案までの令和6年度各会計当初予算については、質疑の後、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して、審査を付託することとしております。

一般質問につきましては、通告締切りを3月4日の午前9時とし、本会議第5日目の14日と第6日目の15日に行うこととしております。

22日の最終日には、総務文教常任委員会に付託しました第32号議案、予算特別委員会に付託しました第38号議案から第50号議案について、委員長の審査報告を受け、討論、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月22日までの23日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より、例月出納検査及び現地調査の監査報告を提示していただいております。

お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 皆さんおはようございます。総務文教常任委員会委員長の澤田です。閉会中の2月15日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元の配付資料9ページ以降の開催結果報告書を御覧いただきたいと思います。

先日から少し花粉症の症状が出てまして、のど、目をやられてます。お聞き苦しい点があるかもしれませんが、御了承お願いしたいと思います。

まず、教育委員会についてです。

①の第3期かみかわ教育創造プランの取組状況につきまして、まず基本方針の中の教職員の資質・能力の向上について、問題点はないかとの問いに対しまして、学校の教職員配置は神崎郡3町全体で考えている。神河町としては、各学校の組織力を上げるための人事配置を行いたいと思っている。現場の教職員は、子供の教育や指導は当たり前であるが、保護者の対応や発達障害など、様々な課題を抱えている子供の対応も増えている。また、不登校も大きな課題となっており、必要なことを研修などで学びながら実践している。教育センター、従来の適応教室でありますけれども、の指導員もしっかり対応してくれているとの回答でありました。

次に、学校教育係です。

⑥のGIGAスクールの取組状況についてであります。常任委員会として、GIGAスクールを推進活用するための専門員を配置し、さらに活用するように提言もしているが、令和6年度の取組方針は決まっているのかの問いに対しまして、専門員の配置については、県の補助メニューにはない。しかし、現在委託しているGIGAスクール運用支援提供業務の仕様の中に専門員派遣の項目があるので、補助を活用する中で学校に専門員を派遣することも考えているとの回答でした。

関連して、教育委員会としてどのようにGIGAスクールを活用していくのか、最終的な完成形のイメージをつくり、それに向けて様々な取組を推進してほしい。常任委員会で報告を受けているタブレットの活用状況では、タブレットの家庭への持ち帰りがほとんどない。常時タブレットを持ち歩いて、本当の意味での活用をしていただきたいとの問いに対しましては、意見を参考に、活用について協議、検討したいとの回答でありました。

次に 社会教育係、⑧番の施設の運営・維持管理の状況についてであります。

まず町民体育館、LED照明機器リースについて、指名競争入札が不調となったが、リースなのか更新なのかの問いに対しまして、神崎小学校と長谷小学校でリース契約を

している実績があるので、水銀灯を使用している町民体育館の照明機器をリースでLED化しようと入札を行ったが不調に終わった。再度の内部で検討した結果、リース手数料も値上がりしており、故障している11機だけを修繕する方が安いので、その部分の水銀灯をLEDに交換することになったとの回答でありました。

これに関しまして、神崎体育センター屋根修繕の変更に続いて、町民体育館LED照明機器更新も内容が変更になった。方針が曖昧で段取りが悪く、その場しのぎの対応になっているのではないかと。

また、施設の維持管理事業が対症療法的になっていないか、社会教育施設についても財政負担を含めた維持管理計画がある。もう少し計画的に事業を進めるべきである。副町長の考えはとの問いに対しまして、それぞれの委員から指摘があったとおりである。公共施設全般について、どのような年限でどのようなタイミングで、どのような修繕工事を行うかは、財政サイドでも大まかな計画を持っている。実際、各担当部局から、計画に応じて修繕工事の予算要求があり予算査定を行っている。今回のケースは、本当に適切な工事を予定していたのか振り返り、今後適切な判断をしようと話した。年度末になると身動きが取れなくなることも反省すべきところである。予算執行はできるだけ早期に着手して、進捗を常任委員会に報告しながら適切に執行していくことを心がけたいとの回答でありました。

次に、⑨歴史文化遺産保存活用地域計画の取組状況についての質疑であります。

神河町史作成業務事業者選定をプロポーザル方式にした理由は何かの問いに対しましては、皆さんに手に取っていただける町史にしたいという思いがある。堅い文字と写真だけで構成されている事業者もあるし、見出しの色を変えるなどの工夫がある事業者もある。また、写真の印刷の出来具合も違う。今回は河北印刷株式会社、株式会社ぎょうせい、神戸新聞社から提案をいただき、総合評価を行い、河北印刷株式会社に決定した。提案内容がそれぞれ違い、プロポーザル方式でよかったと感じているとの回答でありました。

これにつきまして、プロポーザル方式の評価結果を公表すべきではないか、副町長の考えはとの問いに対しまして、指摘のとおりである。過去には、社名と点数を一覧表にして公表したケースもあったが、今回は公表できていない。公表内容を決めた上で公表したいとの回答でありました。

⑩のその他で、粟賀小学校跡地の図書コミュニティ施設の管理運営方法の検討状況はの問いに対しましては、令和5年度中に政策調整会議に諮れるように準備をしているとの回答でありました。

次に、公民館、⑪の生涯学習の拠点としての公民館事業についてであります。

神崎公民館と体育センターが利用できなくなった場合に、展示スペースが少なくなる。文化財の展示も含め社会教育事業をどのように進めていくのか今から考えてほしいとの問いに対しましては、神崎公民館と体育センターで展示をしていた美術展は、今年度、

中央公民館で開催している。ふるさと文化祭の作品展は、今も神崎体育センターで行っている。文化協会の理事会で、町民体育館や中央公民館での開催について相談しているが、来年度の開催場所は保留の状態であるとの回答でありました。

次に、給食センター、⑭の安心・安全な給食提供についてであります。

給食への異物混入について、金属片は胃の内部を傷める可能性もある。再発防止対策をどのように行っているのかの問いに対しましては、6月に金属片の混入が発生した。金属片は体によくない異物であって、あってはならないことであると認識している。約7年使ってきた鉄網の一部が破損し、何らかの理由で副食の野菜サラダに混入してしまった。現在使用している何種類かの網を廃棄し、新しい網を購入した。今後このようなことがないように職員に認識の啓発を行った。さらに、今後の取組として、目視をしっかりとすることと、器具については使用年限を決めて更新するように対策を講じたとの回答でありました。

次に、⑯その他で、給食費の改定について説明がありました。

給食費、これは給食単価と給食費がありますけれども、給食費は神河町学校教育センター管理規則により、学校給食運営協議会に諮り教育委員会が定めることになっている。

1点目として、給食単価は1食当たりのコストに基づき算出している。令和元年の見直しから5年経過したため、この間の物価高騰により、値上がり率11.9%で、令和6年4月から改定する。例としまして、小学生は月額旧単価が4,400円を新単価4,850円に改定するとのことです。しかしながら、給食費は平成21年から据え置き、令和元年度から一部町負担も行い保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいるため、今回も据え置くということで、例としまして小学生は現行どおり月額3,850円に据え置くとの説明でありました。

これに加えて給食費の1年間半額補助についての説明がありました。これは、令和6年度一般会計予算に計上されている内容であります。令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,640万円を活用し、令和6年度1年間を暫定措置として、物価高騰による小・中学校及び幼稚園の保護者の負担軽減を図るため給食費の半額補助を行う。例としまして、現行小学生の月額給食費、先ほど言いました3,850円を、補助後の給食費を1,925円、半額にするとの説明でありました。

事前審議にならない範囲で説明内容を確認する質疑や意見がありました。以下、掲載しておりますので、本定例会の議案審議の参考にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、税務課であります。

①の適正公平な課税の実施と収納率向上の取組状況について、不納欠損処理は公平性を考えて行ってほしい。また、公平な課税についてもしっかりと取り組んでほしいとの問いに対しましては、安易に不納欠損することがないように取り組んでいる。年度当初に時効を迎える方を中心にリストアップし、自主納付をしていただけるように接触、交

渉し、納付がない場合は、十分に検討して差押えも行っている。今後も公平な課税に努め、公平な負担を求めているとの回答でありました。

次に、会計課であります。

資金収支計画と公金の出納管理状況について、財政特命参事への質疑ということで、随意契約について、全職員が適正な会計処理と事務処理ができるようにマニュアル化が必要ではないかの問いに対しまして、具体的なマニュアルは作成していない。職員の世代間の感覚の違いがある中で、ルールに基づいた処理は大切である。マニュアル等の作成を検討するとの回答でありました。

次に、総務課です。

①の行政運営の仕組みの実践とさらなる充実に向けた取組状況について、人事評価制度について、現在の取組はどの程度進んでいるのかの問いに対しまして、11月の常任委員会以降、2月に職員組合との事務折衝で人事評価について少し意見交換を行ったが、報告できるような進捗はない。今後、2月の人事評価の研修を行った後に、改めて人事評価の処遇反映について協議を進めていきたいとの回答でありました。

次に、少し飛びまして、⑦の廃校跡地整備活用事業についてであります。

まず、旧地域交流センターの跡地活用について、事業者から地域への現状の報告を2月20日に開催できなければ、3月末で契約を打ち切るという強い姿勢で臨む理解でよいのかの問いに対しまして、来年度の事業計画が提出されなければそうせざるを得ないとの回答でありました。

この件につきましては、常任委員会後調整の2月22日に開催された地元への報告会において、ゲートウェイアジア合同会社から本事業について撤退の意向が示され、本年3月31日付で同施設の賃貸借契約は解除することになったと総務課長から説明を受けましたので、御了承お願いしたいと思います。

次に、旧上小田小学校の跡地活用について、碧河舎の当初計画と今の実態は違う。担当課としての考えはの問いに対しまして、最初スタートしたときは、体験型実習も各土日の事業メニューがあったが、今はゴールデンウィークと夏休みのみになっており、非常にコマ数が減ってきている。12月にフリースクール休止の相談があったとき、体験型実習についてはこれからも実施していくという報告を受けたので、総務課として了承した。今後の実施状況を見ていきたいとの回答でありました。

これに対しまして、地元の方は、愛着のある建物を何とか有効活用してにぎわいを取り戻してほしいと思っておられる。年間10日や2週間の活動をしてもらったところで、地元の方の意向に沿っているとは思えない。政策調整会議などで、一定の状態に陥った事業者との契約は打ち切るという町の明確な方針を決めておくべきであるとの問いに対しまして、関連として、株式会社Bug Moもゲートウェイ合同会社も、令和2年の操業開始で3年目を迎えたところでの変更であるということで、事業を展開していく中で、継続するか終わるかは3年が一つの区切りだと思っている。碧河舎は7年か8年目を迎

える。再度当初の思いも含めて協議する機会も設け、対策を練っていききたいとの回答でありました。

次に、⑧行政におけるデジタル化の取組状況についてであります。

一般企業ではA I を使って報告書の作成等業務の効率化を行い、特に残業時間をほぼゼロに近づけていく取組が進んでいる。当町では、代表監査委員から度々残業時間等が多いと指摘がある。ぜひA I を活用して業務の効率化を進めてほしいとの問いに対しまして、A I 活用の課題の一つは、大きい市も小さい町も同じランニングコストが必要になることである。自治体情報の標準システムについても、ランニングコストが高額になる。費用対効果も踏まえて取り組んでいきたい。総務課の時間外は減っていない。デジタル化について研究していきたいとの回答でありました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので御確認ください。

執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで総務文教常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 皆さん、おはようございます。民生福祉常任委員会の委員長、小島義次でございます。民生福祉常任委員会を開催し所管事務について調査した結果を報告いたします。まず令和6年1月16日の報告です。調査事項としては、公立神崎総合病院経営強化プランについてと、姫路市消防局中播消防署北部出張所建設予定地についての項目でした。

まず最初に、公立神崎総合病院経営強化プランについての説明がありました。

経営強化プランの大きな項目として6つの点、1つ目は役割・機能の最適化と連携の強化、2つ目に医師・看護師等の確保と働き方改革、3つ目に経営形態の見直し、4つ目に新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、5つ目に施設・整備の最適化、6つ目に経営の効率化等について説明がありました。

基本戦略については4つの項目で、1つ目は経営指標に係る数値目標、2つ目に病床数、3つ目に病院機能の明確化、4つ目は関係機関との連携強化についてそれぞれ説明がありました。

また組織体制については、経営課題に対してタスクフォースを新たに設置したということで、地域密着型多機能病院推進タスクフォース、外来機能検討タスクフォース、各種指導科算定向上タスクフォース、ベッドコントロールタスクフォース、広報タスクフォースの点の詳しい説明がございました。この中で主な質疑がありました。この経営強化プランは、利益を上げるためなのか、住民が快適に暮らすために病院を運営するのかとの問いに対しまして、利益を上げることも、住民の利便性も両方必要である。利益を上げることに主眼を置いているが、住民の利便性も視野に入れなければならない。今や

るべきは、今の制度の中で患者に向き合う意識等を改善し、経営改善を図ることしかできないとの答弁でした。

経営分析の質問では、令和8年の見込みでは内部留保金が10億円あるが、令和9年度では6億8,000万円となり、内部留保資金が枯渇する状況である。収支や給与費全般の見直しなど、早期に経営改革に取り組んだほうがいいのではないかとこの質問に対し、令和6年度から9年度にかけて、設備投資や医療器械の更新計画で、中館の空調修繕や南館の大規模改修があり、令和9年度末の内部留保資金が減る。今後、給与費も含めて対策を講じていく必要があると認識認識しているとの回答でした。

次に、役割機能の最適化と強化についての質問がありました。地域医療構想の中で、当院の果たす役割ということで、新たに在宅医療の支援病院を目指している。令和6年度から9年度に実現していく方向だと思うが実際のスケジュールはとの問いに、着手できる準備が整い次第、6年度以降に実施したい。訪問診療に協力していただける医師もおられ、これから体制を構築していく予定であるとの答弁でした。経営の効率化についての質問がありました。令和3年、4年は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金で営業収支比率が80%を超えているが、令和2年度をベースに考えると、数値目標は達成できないのではないかとこの問いに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う出控えで患者数が大きく減少した。今後、慢性期機能を追加することで空き病床を長期に埋めることができるとの考えからの数値である。確かに厳しいが、実現は可能であると考えているとの答弁でした。

その他の質疑応答がありました。デジタル田園都市国家構想交付金事業で、消防署、救急隊、病院と連携し、SNSを活用した医療についての進捗と成果はどうかとの問いに、今のところ成果はない。令和5年12月に、中播消防署と当院に機器が設置された。今後、機能的な説明会を開催し、相互運用になるので、運用開始までもうしばらくかかるとの回答でした。

次に、2番で、姫路市消防局中播消防署北部出張所建設予定地についてです。中播消防署北部出張所建設予定地変更について、令和5年12月に3町での合意がなされ、現在、地権者と調整しながら交渉を進めていると報告を受けました。

以上で1月16日の民生福祉常任委員会の報告を終わります。

続きまして、令和6年2月9日に行われました委員会の開催結果報告です。閉会中の継続調査事件についての調査です。

まず1番目に、公立神崎総合病院について、重要事業の取組状況について、健全経営に向けた取組として、公立神崎総合病院経営改善計画推進本部会議の報告がありました。その中で、院長と事務長の間で改革に向けての情報は共有されているかとの問いに、院長とは共有できている。経営の視点からいろいろと取組を始めている。院長は医師の意見の取りまとめ、医師のヒアリング、大学や県立病院などへの就任挨拶などを行っており、いい方向に進んでいるとの回答でした。

今後、公立神崎総合病院は何を提供すべきか、もう一つの働き方改革とは何かとの問いに、医師の負担軽減に主眼を置いた改革など、医師の働き方改革を進めている。もう一つの働き方改革とは、住民に寄り添った医療や、もっとパフォーマンスを上げることを目的とした働き方改革が必要であるということを表しているとの回答でした。

急性期の医療 I C T 連携ネットワークサービス事業の取組についての質問がありました。

このシステムは、在宅医療に生かすことができるか、救急車での対応のみかとの質問に、将来的にはできると思うが現在はできない。グループ L I N E で写真などを共有することは可能であるとの回答でした。

続きまして、(2)健康福祉課に移ります。

地域包括ケアシステム構築及び協議体の推進状況についての質疑がありました。今後、公立神崎総合病院が地域医療、訪問医療も進めていきたいという希望を持っておられるが、具体的に何が解決したら実現するのかとの問いに、訪問看護は 24 時間体制なので、訪問看護による患者の状況把握を早期にドクターに伝え、緊急搬送など 24 時間体制を医師だけが負うのではなく、ほかの医療スタッフも関わりながら在宅で過ごせるようにと考えているとの回答でした。

②番、高齢者福祉等、関係事業の取組状況についての質問でした。

前回の委員会では、町として訪問入浴介護サービスが必要だと認識しており、何らかの手だてを検討していきたいという回答だったが、進展はあったのかとの問いに、現在は市川町社会福祉協議会にお願いしている。姫路からも入浴サービスに来てもいいという事業者がある。レスパイト入院で医療等ケアをされている方は、病院で入浴を確保されている。現在、神河町社会福祉協議会は看護師不足で、訪問入浴介護サービスの再開は進んでいないとの回答でした。

次に、3 番目の障害者福祉事業及び施設整備の取組状況についての質問がありました。

香翠寮の居住棟の新築について各町の費用負担はないのかとの問いに、国、県、姫路市の補助を活用し、あとは内部留保資金で賄われるので、各町の負担はないと聞いているとの回答でした。

その他質疑がありました。

神河町においても福祉避難所が 3 か所、これはうぐいす荘、あやめ苑、「さくら」グループホームということですが、そこで 25 人分は確保してあるが、大規模な災害になると福祉避難所として機能するのかとの質問に対し、25 人分の福祉避難所を確保しているが、能登地震のような大規模な地震になると、実際に福祉避難所も災害を受ける可能性はある。広域的な避難も考える必要があるとの答弁でした。

神河町障害者計画及び神河町第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画についての質問がありました。

事業量の見込み数値はどのように把握されているか、また、実際の対象者の見込みは

どのように把握されているのかとの質問に対し、過去３か年の実績に基づいて、今後の見込み量等も把握しながら、３か年の見込み量を出している。利用の少ない事業は見込みが難しいとの回答でした。

見込み量ゼロで予算がなければ、利用したくても利用できないという状況が起こるので、そういうことがないようにお願いするとの問いに、予算は障害福祉サービス全体で計上しているので、利用できないということはないようにするとの回答でした。

また神河町高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画についての質問がありました。

１３段階に設定したことにより、高額所得者は月割りで四、五千円保険料が上がる、一気に高くなり過ぎではないかとの問いに、被保険者の割合では１０段階は全体の０．６％、１１段階は０．２％、１２段階は０．１％、１３段階は０．６％である。高額所得者には負担を強いているが、本来なら、基金を投入しなければ保険料の基準額では６,８００円になるが、基金で６００円低く抑えているので６,２００円であるとの回答でした。

次に、この計画等ですね、神河町障害者計画及び神河町第７期障害福祉事業計画、第３期障害児福祉事業計画及び神河町高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画について、当委員会として質疑の後に全会一致で承認しました。

続きまして、(3)住民生活課に移ります。

防災無線、防犯対策の取組状況についての質問でした。再送信子局設置、増設に伴う調査業務は終わっているが、再送信子局を増設する予定はあるのかとの問いに、経費的なことも考えると、入りにくいところについてはタブレット等でキャリアから受信できるので、今のところ増設は考えていないとの回答でした。

次、⑥に飛びまして、クールチョイス推進事業の取組状況についての質問でした。

寺前と長谷に配置しているＥＶシェアカーは、費用対効果が低いことから、次年度以降は配置しないとのことだが、各課連携できているかとの問いに、町長査定で非常に利用頻度が低いので、来年度はカーシェアリング事業予算を計上しない決定をした。二次交通も含めて、どんな形でのカーシェアリングがいいのか、整合性を取り進めるとの回答でした。

姫路市の中播消防署の建て替えについては、現在用地の選定、費用負担等について協議が進められているとの報告がありました。

(4)番、上下水道課についての質問でした。

本管の漏水は少ないが、気温に係る給水管の漏水が増える時期があるようである。給水管の材質は何かとの問いに、給水管の材質はポリエチレン管で、敷設されてから長い年月が経過しており、どうしても硬化し劣化する。特に暑いときは管が伸びたり、膨らんだりし、漏水が増える。今は２層管、中の材質と外の材質が違う強度の高いものを敷設しているとの回答でした。

以上で主なところを朗読しましたがけれども、詳しいことについてはお手元の資料を御覧ください。

以上で民生福祉常任委員会の調査結果の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員長の藤森です。閉会中の委員会の報告をいたします。２月６日に委員会は開催をいたしました。

初めに、建設課であります。

橋梁長寿命化修繕事業、茶ノ木原橋（岩屋区）であります。新薬師橋（川上区）は、３月２２日に工事完了予定であります。また、高垣橋（加納区）は、令和５年１１月２８日に株式会社野村土木に契約解除通知並びに違約金請求をし、令和５年１２月１９日に再入札で事業者決定をし、３月２２日に工事完了予定であります。

次に河川の環境整備事業であります。貝野地内の越知川の河川敷内の除草、立木伐採をして河床整正を進めています。犬見川は中播広域シルバー人材センターに河川内の伐木、除草事業を委託し、次年度に河床整正をすることで地元と調整を進めています。

主な質疑であります。

貝野地内の河川しゅんせつ工事での土砂を外へ持って出るならば、どこに堆積するのかの質疑であります。外へ持ち出さずに敷地ならしをする。県の管理河川においては、砂利組合との絡みがあり、外には持ち出せないの答弁であります。

次に、町道作畑新田道路改良工事事業であります。主な質疑でございます。

辺地債で道路整備をされているが、全線工事完了までどのぐらいかかるのかの質疑に対し、３年をめどに考えている。また、地域交流センター付近の舗装が傷んでおり、補修要望も出ているので、全線工事完了後に舗装修繕にかかりたいとの答弁であります。

これに対し、地域交流センター付近の舗装工事も辺地債が活用できるのかの質疑に対し、辺地地域などで辺地債を活用して工事はできるの答弁であります。

次に、地籍課であります。

地籍調査事業は順調に進捗をしております。

質疑であります。地籍調査でリモートセンシング技術を導入すると、国の補助率がよくなるのか、境界にくいを打つ調査の補助率はどうなのかの質疑に対し、県はリモートセンシング技術での調査を優先し、県営を採択すると話はあるが、明確な回答は出ていません。今は町営７５％補助、県営１００％補助で進めており、補助率が大幅に変更されることがない限り、現行のままで進めたいとの答弁であります。

次に、農林政策課であります。

銀の馬車道の事業であります。これに対する質疑、銀の馬車道の遺構（マカダム式）、モニュメントの場所の明示や周辺順路の整備等が必要であるが、何か対策はあるのかの質疑であります。モニュメントは大変遠回りをする動線になっている。順路を明示することで、一番近道となる民家の屋敷内を無断で通り、トラブルにはならないか心配がある。ひと・まち・みらい課とも相談をしながら検討したいとの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課に移ります。

モンテ・ローザの関係であります。これに対する質疑、指定管理者の株式会社田舎暮らしが吸収合併とのことだがどうなのかの質疑に対し、株式会社田舎暮らしが合理化や効率化、持続化を優先していきたいとの思いで今模索しているところであるの回答であります。吸収合併とのことだが、元会社はどこなのかの質疑に対し、元会社名は、株式会社夢屋である。理事や役員がほぼ同じであると聞いているの答弁であります。これに対し、株式会社夢屋の調査は十分しているのかの質疑に対し、株式会社夢屋を十分調査した上で、合併についての公の施設に係る指定管理者の手続についての条件や、施行規則の中で地位の承継とか十分精査して円滑に進めるようにしたいと思っているの答弁であります。これに対し、吸収と合併とでは全然違って来る。指定管理者としての地位の承継には吸収の言葉はないと思う。十分精査するのは当然である。また議会の決議の案件にもなるので、報告をした上で決めていただきたいとの質疑に対し、指定管理者の条件の中には、承継などを受理した場合は議会に報告しなければならないとあるので、全て折々にきちんと報告をしたいの答弁であります。

次に、グリーンエコー笠形関係であります。

2月4日から23日まで、グリーンエコー笠形が20日間の臨時休業とのことだが、その理由は何か。これに対し、2月3日付の料理長退職に伴い、メニューの再構築のため臨時休業の申入れがあったの答弁であります。これに対し、非常にルーズなやり方である。料理長もいない状況でメニューの再構築ができるのかの質疑に対し、新しい料理長を雇用するということは聞いていない。今の職員で対応できるメニューを主軸に考えていると聞いている。メニューの内容において、真空パックされたものを仕入れ、それをレンジや湯せんで温める料理や、パッケージングをされた料理を提供する食品卸業者の協力を得て、新しいメニュー開発を考えているようであるの答弁であります。これに対し、二十日間もの休業は前代未聞である。また料理長不在の中、レトルト食品を使ったメニューとのことだが、観光地の食事として成り立つのか、非常に残念である。この質疑に対し、料理長の在り方等について真剣に考えていただくように指導したいの答弁であります。

次の質疑であります。本年度決算は赤字見込みであるが、前年度に続き施設利用料355万円の減免の申出があるのではないかと、このままでは損失は許されない。行政も指定管理者も真剣に考えるべきでないのかとの質疑に対して、指定管理施設については一度、町の考え方や運営方針をしっかりと伝えて、対等の立場で協議し、運営に当たりたいの答弁でありました。

次に、地域おこし協力隊関係であります。

地域おこし協力隊員が任期終了前に退任される。本来の趣旨は、3年の任期満了後に独立し、町内に住んで生計を立てることではないのか。町としての方針が曖昧過ぎるのではないかと。もっとピンポイントに明確に方針を示すべきでないのかの質疑に対し、地域おこし協力隊の募集は、基本的には町の課題を解決するために都市部から地方へ来て

いただき、町を活性化するのが狙いである。募集については、求める人材を獲得するためのアピール方法等をしっかり精査して取り組みたいの答弁でありました。

次に、アグリイノベーション推進事業であります。

アグリイノベーション神河株式会社の支援はいつまで行うのかの質疑に対し、作畑のイチゴハウスの耐用年数が終わるまで、令和7年度が一つの目安になる。事業を撤退するかしないかは事業者の判断に任さざるを得ないの答弁でありました。

その他委員会の活動であります。

県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会の報告であります。

令和5年12月21日に穴栗市議会議員と共に、主要地方道加美穴栗線の整備促進のため、姫路・龍野土木事務所に要望書を提出し意見交換を行っております。

神河町の要望事項と回答であります。

まず①として、福本から柏尾間の自転車、歩行者の安全対策はの要望に対し、令和5年度に用地測量の実施をする予定であるの回答であります。

次に、2つ目の要望、上小田地内の早期拡幅改良の要望でございます。

これに対し、2車線が確保できていない150メートル区間の用地測量を実施している。次年度以降、用地確保と工事着手の予算確保に努めるの回答であります。

3つ目でございます。上小田から穴栗市一宮町本谷間のトンネル計画であります。これに対する回答であります。交通量が少ない。トンネル計画は長期的な課題として取り組むの回答でありました。

次に、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会の報告であります。

例年、夏に開催していた総会は、市川町議会議員選挙のため、選挙後の開催を検討していたが、関係者の日程調整がつかず、令和5年度については書面決議で総会を行うということになりました。

次に、デマンド型交通事業であります。

これは委員会で、それぞれ研修を重ねている、それについての報告でございます。摂南大学における公共交通に係るアンケート分析等の説明会を、この3月定例会の終了日に開催する予定をいたしております。これについて、しっかりと協議しながら進めて、また行政のほうに委員会での方向性を出したいと思っております。

以上が、産業建設常任委員会の報告です。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、ここで私のほうから12月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

12月21日、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会要望会が姫路土木事務所と龍野土木事務所穴栗事業所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長ほか委員と私が出席しています。上野、前井両兵庫県議会議員にも御臨席いただき、坂ノ辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。

12月26日、兵庫県町監査委員協議会役員会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査

委員が出席されています。

12月27日、中播北部行政事務組合議会臨時会が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しています。

1月7日、令和6年姫路市消防出初式が姫路三の丸広場で開催され、栗原廣哉副議長と小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

同じく1月7日、令和6年神河町二十歳のつどいがグリンデルホールで開催され、議会を代表して私が出席しています。

1月9日、兵庫県町議会議長会主催の議会運営委員研修会が神戸で開催され、議会運営委員会委員と私が出席しています。研修では、議会運営委員会における運営上の留意点をテーマに講演を聴いております。

1月10日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しています。

同じく1月10日から11日、令和5年度市町村議会議員研修が滋賀県の全国市町村国際文化研究所で開催され、藤原資広議員が参加しています。「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」をテーマに研修を受講しています。

1月17日から18日、全国監査委員協議会理事会・定期総会が東京で開催され、藤後秀喜代表監査委員が出席されています。

1月19日、神河町老人クラブ連合会理事会・女性部役員会兼新年会が開催され、私が出席しています。

同じく1月19日、神崎郡議長会及び多可町議会の意見交換会が市川町で開催され、各議員が出席しています。

1月30日、神河町商工会次世代プラン創造委員会との意見交換会を開催し、各議員が出席しています。意見交換会では、①少子化、子育て、②タクシー不足を含む移動手段、③越知川をはじめとした遊びスポットの有料化、④議会のSNS有効利用、⑤議員の成り手不足等の課題について意見交換を行いました。

2月7日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しています。協議事項は、兵庫県町議会議長会及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合の令和6年度事業計画案及び予算案等について協議が行われました。

同じく2月7日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件の兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、令和5年度事務組合一般会計補正予算及び令和6年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月16日、令和5年度中播磨地域づくり懇話会が姫路文学館で開催され、私が出席しています。中播磨の1市3町から地域課題に対する意見や要望が出され、齋藤知事からはそれぞれへの対応が話されました。

同じく2月16日、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、

私が出席しています。令和6年度組合議会一般会計予算について審議し、承認しています。引き続き、兵庫県町議会議長会臨時総会が開催され、令和6年度事業計画及び予算について審議し、承認しています。

2月20日、令和5年度兵庫県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議選監査委員が出席され、令和5年度事業実施報告、令和6年度事業計画及び予算を承認されました。また、「監査委員制度と兵庫県における監査等の状況」と題しての講演を聴かされております。

2月26日、令和5年度神崎郡交通対策協議会総会が開催され、私が出席しています。令和5年度事業報告・決算見込み、令和6年度事業計画・予算案について協議が行われました。

2月28日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件の兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、令和5年度事務組合一般会計補正予算及び令和6年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

同じく2月28日、兵庫県立神崎高等学校の第47回卒業証書授与式が挙行され、澤田俊一総務文教常任委員長に出席していただいております。

また、定例会ごとに発行しております「議会だより」につきましては、1月12日に第79号を発行し、1月25日に各区長様に配付しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、御覧ください。

以上で諸報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩とします。再開を10時35分とします。

午前10時14分休憩

午前10時35分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第 4 報告第 1 号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 4、報告第 1 号、令和 5 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 1 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和 5 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下 12 町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは報告第 1 号、兵庫県町土地開発公社の令和 5 年度事業報告書及び計算書類によりまして詳細の御説明をさせていただきます。

4 ページのほうをお願いいたします。まず事業の概要でございます。公有地取得事業において委託による新たな土地の取得はございませんでした。土地の処分状況ですが、令和 5 年度中に全て土地の処分が完了をしております。

次に、事業収支では事業収益がなく、その損失額につきましては、18 万 3,737 円となっております。この損失につきましては、前年度繰越金、剰余金を処分いたしまして、翌年度繰越金剰余金を 1,893 万 3,489 円といたしてございます。

続いて、5 ページをお願いをします。執行状況でございますが、先ほど事業の概要で申し上げましたとおりで、土地の取得も土地の処分もありませんでした。

続きまして、次のページの 6 ページをお願いします。財務の概況でございます。1 番、収益的収入及び支出でございますが、収入、1、事業収益につきましては、該当がございません。次に、2、事業外収益でございますが、1 の受取利息、1、基本財産利息は 178 円でございます。これにつきましては、12 町からの出資金総額 1,800 万円にかかる利息でございます。2、預金利息につきましては 164 円で、これは、未処分利益剰余金にかかる利息でございます。続いて 2、雑収入でございますが、3 万 7,468 円で、収益的収入合計は 3 万 7,810 円となっております。

続いて、7 ページをお願いいたします。支出でございます。1、事業原価につきましては該当がございません。2、販売費及び一般管理費は 22 万 1,547 円で、この事

業の必要経費でございまして、旅費、役務費、使用料・賃借料、委託料を経費として支出をいたしてございます。収益的支出の合計ですが、22万1,547円で、収益的収入合計から収益的支出合計を差し引きました当期純利益につきましては、マイナス18万3,737円となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。②の資本的収入及び支出でございます。収入、支出とも該当がございません。

続いて次のページ、9ページをお願いいたします。一番上の(2)借入金でございますが、これにつきましても、該当がございません。

少し飛びまして、17ページのほうをお願いいたします。令和6年2月2日現在の財産目録でございます。まず、資産の部、1、流動資産、1、預貯金の期末残高でございますが、3,693万3,489円となっております。2番の公有用地はございません。次に、負債の部でございます。長期借入金につきましても該当がございません。差引き正味資産ですが、期末におきまして、3,693万3,489円でございます。これにつきましては、14ページのほうに損益計算書がございしますが、未処分の利益剰余金、1,893万3,489円と、19ページに資本金の明細表がございしますが、12町の出資金総額1,800万円の合計となっております。

以上、簡単でございますが、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第1号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第5 第1号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第1号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第8号））でございます。

令和6年1月24日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第7号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の要因は、令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した地震の支援要請に対応するため、災害対策支援事業費を補正計上したものでございます。

神河町では能登半島地震を受け、兵庫県と連携し、義援金の募集、公営住宅の提供、そして職員の応援派遣等支援活動を展開しております。今般の補正は職員の応援派遣に係るもので、1月26日金曜日から1月31日水曜日まで、避難所運営等支援員として職員2名を珠洲市に派遣、1月31日水曜日から2月5日月曜日まで、家屋被害認定士として職員2名を派遣、続いて、2月10日土曜日から2月16日金曜日まで、職員2名を珠洲市に派遣しております。引き続き保健師の派遣等も予定されており、支援要請があれば積極的に対応してまいります。これらに係る経費の計上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,069万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは第1号議案の詳細につきまして御説明をいたします。事項別明細書で説明をさせていただきます。

8ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず概要でございます。能登半島地震復興支援に係ります職員派遣事業でございます。大枠、次の4点につきまして、積算計上をしております。

まず1点目、1班2名体制の派遣とすること、2番目が1回基本6日間の派遣期間とすること。3番目が9班の派遣を予定すること。4番目が派遣支援活動に当たり基本公用車を使用すること。以上のようにしてございます。

それでは詳細につきまして御説明を申し上げます。

2の歳入でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は、210万円の増額でございます。今般の補正の財源調整のため増額をするものでございます。補正後の残高見込みにつきまして申し上げます。16億133万9,000円でございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。2款総務費、1項総務管理費、一目一般管理費で、210万円の増額でございます。主な経費につきまして御説明をいたします。まず、職員手当56万2,000円でございますが、2名、9班分の時間外手当でございます。旅費94万円は災害支援旅費で、日当及び宿泊代でございます。需用費43万1,000円は、災害支援の公用車の燃料代、支援派遣職員の食事代です。役務費5,000円は災害支援に使用する携帯電話の使用料です。使用料及び賃借料16万2,000円は、通行料及び駐車料でございます。

続いて、補正財源の内訳なんですが、210万円全額一般財源となっております。
なお、補正財源につきましては、特別交付税による財政措置があり、従来の運用でございましたら、1月以降の災害につきましては、次年度の算入となるところですが、今回、特例的に今年度の措置になるというふうに聞いてございます。

以上、簡単でございますが説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

すいません、少し財政調整基金の残高のほうですが、少し言い間違えたようでございますので訂正をさせていただきたいと思います。残高見込みなんですが、16億113万9,000円でございます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。町長から提案説明がありましたように、関西広域連合でカウンターパート方式で珠洲市を我が町は支援するということで、いち早く決定されて、兵庫県の調整によって現在まで3班の職員を派遣していただいております。

ここにおられる管理職もおられますし、行っていた管理職の方、またそれを、行かれることを支えられた全職員に本当に敬意を表するところであります。

そこでお尋ねなんですけども、この補正に上げられることについては私は何も異存はないんですけども、これに加えてですね、やはり危険な現場にヘルメット等も用意されて、医薬品も用意されて行かれる、そういうところへの派遣、仮に我が町で大きな災害が起こった場合には、町職員全員が必死で、町民の命と生命の財産を守ることは大事ですけれども、今回の場合は、一部の職員の方が、災害現場、危険を伴う災害現場へ派遣をされるという状況であります。そういう中で、一般的な時間外手当、宿泊費、食料費、それでよいのかということです。一般的に国等でも、災害派遣手当という名称の手当ありますけども、それがここに上げておられるような旅費ですとか宿泊費等の範囲だと私も理解した上でなんですけども、やはりそういう危険な現場に行っていた職員に対しての何らかの配慮というか、家族も心配しながら送り出しておられるわけです。そういった町としての配慮、何か手当とは言いませんけども、そういう何か配慮するお考えはありませんかということをお聞きしたいです。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。澤田議員さんの御指摘のとおり、本当に危険な地域に職員を派遣するというふうなところでもありますんで、本人もそうですし御家族の心配というふうなところも十分考えられるというふうに思ってます。また職員が行ってるときに、震度4の地震も起きたというふうなことも報告の中で聞いておりますんで、そう思いますと、職員の危険度っていうところは大変高いというところ

は認知はしているところではございます。ただ、そこに手当を出すかどうかというところにつきましては、町としましては、今、そこが危険かどうかという、地域性もあります、その業務が危険かどうかというところもありますけども、そこについては、もう安全を確保してやっていただくというところが大前提というところとなっておりますので、このたびの業務につきましては、危険手当を出す業務というところとは思っておりません。ただそこが、その地域自身がですね、大変危険なところだというふうなところも思っておりますので、その辺については安全を本当に確保して、職員派遣を行っているというところで御理解を賜ればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。もちろんね、あの現場に行かれた職員の方は、何も手当を目当てでっていう思いではないと思いますけれども、やはり今総務課長も言われたように、危険な現場に行かれるという部分はね、しっかりと配慮をしてほしいなと。そういう意味では、例えばですけども、報告会を兼ねてですね、町長がポケットマネーで慰労されるとか、また人事評価制度に生かされるとか、そういったことをですね、執行部として検討してほしいなと思います。これお願いですので、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。職員を派遣するっていうことは、その経験をやはり庁内、役場の中で共有するっていうことが私大事ななというふうに思っておりますので、そういった部分では報告を職員の皆様からも上げていただいているわけですので、そういったことも踏まえて、今後、情報共有できる場を考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 藤森です。この派遣に際しての行ってもらう人は行政のほうから指名というか任命するのですか。それとも、私が行きますという形で手を挙げた方の派遣になるか、そこら辺りはどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。職員の方には、この期間、派遣できますかっていうところで、所属長を通じまして派遣の依頼といいますか、要望といいますか、そういったものを聞いて、その職員が行けるというふうな提案でうちのほうは派遣をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長、つまり執行部の側から、この職員に行っていないかと指名をされるという理解でよろしいですか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 最終的には指名ということになりますけども、まずは本人

の希望を採って、そして派遣についてお願いをしているというところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） そういう形で本人の希望等ですけど、もし、そういう希望がなしという形であれば、行政のほうから誰々という形の任命いうか、指名になると思うんですけど、そのときに指名された方がどうとも都合悪いんですというようなことはしっかりと考慮はしてもらえるのか、そこら辺り、いや行政からの指名は行ってくださいという強制的な形の指名になるのか、そこら辺りの思いはどうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。町としましては、行ける日程、職員派遣できそうな日程と、あと、県からの要望の日程調整は実はしてるんです。県からこの日ですっていうわけではなくて、この日行けますかっていうところで調整をしながらやってるというところなんで、職員のほうに指名をして行っていただくというふうなことは現状では考えてはおりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長、すいません。私も理解できなくて申し訳ないんですけども、派遣される職員の方は、例えば総務課長のほうから、行っていただけないかとお願いして、いいですよと言っていたらと思うんですけども、藤森議員が聞かれてるのは、万が一指名を総務課長がされたときに拒否、もしその該当の職員が拒否された場合はどうしているのかっていう点なんですねお願いします。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。その職員が拒否というふうなことがありましたら、行ける職員でまた次の方を当たるということで対応していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第1号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第2号議案から第15号議案までの神河町農業委員会委員の任命の件、14議案を一括議題とします。

上程14議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号から第15号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会委員の任命の件でございます。

農業委員会等に関する法第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命しようとするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、農林政策課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。第2号から第15号議案の提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。なお、第2号から第15号議案までの14件につきましては、全て神河町農業委員会委員の任命の件でございますので、提案内容を一括して御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律により、農業委員の選任については、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。また、委員定数は、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例により、農業委員は14名となっております。現委員の任期が本年3月31日をもって満了するため、法の規定により、推薦、公募を行い、推薦、応募のあった14名を新たに農業委員会委員に任命する必要があります。

委員の任命に当たりましては、原則、認定農業者で農業委員の過半数を占めることとされておりますが、認定農業者が少ない場合は、認定農業者に準ずる者を含め過半とする例外規定がございます。さらに、農業委員会は公平、公正な判断が求められる組織であることから、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定をされております。

今回、去る令和5年10月23日から令和5年11月24日まで募集を行い、推薦13名、応募1名がございました。

それでは第2号議案、神河町農業委員会委員の任命の件から順に御説明申し上げます。

第2号議案、神河町大畑108番地の1、稲川司様、昭和29年6月1日生まれ。日頃より地域の農業に関心を持ち、区民の信望も厚く、区内の状況をよく把握しておられます。

第3号議案、神河町岩屋82番地、小林秀恒様、昭和28年8月29日生まれ。現農業委員で、営農組合の副組合長として長年にわたり農業振興に努められ、農業への熱意

と識見を有しておられます。認定農業者等に準ずる者に該当されます。

第４号議案、神河町中村１３２番地の３、大成正悟様、昭和３２年２月８日生まれ。現農業委員で、区内の状況を熟知され、神河町の農業活動や農地活用について改善や工夫を図り、よりよい農業活動展開への強い熱意と豊富な識見、実績をお持ちです。株式会社中村営農の代表取締役を務められ、認定農業者に該当されます。

第５号議案、神河町福本７５３番地の１、赤畑仁司様、昭和２４年９月１２日生まれ。農事組合法人福本営農の代表理事として区内の農業、農地の現状を熟知されております。また、今後の地域農業について協議の中心として役割を果たしたいという思いをお持ちです。認定農業者に該当されます。

第６号議案、神河町柏尾５０２番地の１、廣納佳則様、昭和４８年５月２５日生まれ。地域農業の状況を熟知され、認定農業者としての熱意と識見に基づき、地域農業に貢献しておられます。認定農業者に該当されます。

第７号議案、神河町東柏尾５７７番地の１、坂田英之様、昭和３５年１２月７日生まれ。地域内の状況に精通され、農業への識見も高く、農事組合法人東柏尾営農の代表理事として、自ら実践し地域農業に貢献されております。認定農業者に該当されます。

第８号議案、神河町杉６９１番地、藤原公善様、昭和３３年４月２２日生まれ。農業への関心が高く、農事組合法人杉営農の代表理事を務められ、自らも実践し、地域農業に貢献したいとの思いをお持ちです。認定農業者に該当されます。

第９号議案、神河町猪篠１９５６番地、石田章裕様、昭和３３年１月２７日生まれ。営農組合長として区内の状況をよく把握され、今後は農地利用の最適化を推進し、地域に貢献したいとの思いをお持ちです。

第１０号議案、神河町新野８２１番地、松島英秋様、昭和２８年９月１１日生まれ。農業への関心が高く、自らも実践し、地域に貢献したいと考えておられます。

第１１号議案、神河町大河２５７番地、藤原盛好様、昭和３４年１２月２７日生まれ。農業への関心が高く、自ら実践されており、農事組合法人大河営農の理事として地域農業に貢献されております。認定農業者に該当されます。

第１２号議案、神河町南小田１３８１番地、藤原学様、昭和２９年７月１２日生まれ。区内の状況をよく御存じで、農業への関心が高く、自らも実践し、地域に貢献したいと考えておられます。

第１３号議案、神河町上小田１６２番地の１、井口良文様、昭和３４年８月１７日生まれ。区内の状況に精通され、農地の利用の最適化に熱意と識見を有し、農業への関心も高く、自らも実践されております。認定農業者等に準ずる者に該当されます。

第１４号議案、神河町長谷１９７番地、山口貴士様、昭和５９年１２月１日生まれ。農業に関心が高く、有機農業を実践され、大川原営農組合の役員として経営にも携わっておられます。認定農業者等に準ずる者に該当されます。

第１５号議案、神河町長谷１０４７番地の１、後藤孝利様、昭和３７年４月２５日生

まれ。非農家であり、農業分野以外の立場から意見を述べることをお持ちです。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者に該当されます。

以上、認定農業者等 6 名、認定農業者等に準ずる者 4 名、利害関係を有しない者 1 名、その他農業に識見を有する者 3 名の 14 名でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

上程 14 議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第 2 号議案について、討論に入ります。討論ある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 2 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第 3 号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 3 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第 4 号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第 4 号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 4 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第 5 号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第5号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第6号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第7号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第8号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第8号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第9号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第9号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第10号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第10号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第11号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第11号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第12号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第12号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第13号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第13号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第14号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第14号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第15号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第15号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第16号議案から第19号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第16号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第17号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第18号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第19号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件の4議案を一括議題とします。

上程4議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第17号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第18号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第19号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件については、関連ございますので一括提案させていただきます。

それでは、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、第16号議案の改正については、令和6年1月25日に公布の厚生労働省令第16号により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、令和6年4月1日から施行されることになり、それに合わせて条例を改正するものでございます。

町が定める基準については、国の省令に定められた基準とほぼ同じとなっているため、条例の一部を改正する形ではなく、省令の基準を引用するように条例を改正し、町独自の部分はそのまま残す形にし、条例を全部改正するものでございます。

次に、第17号議案、第18号議案、第19号議案の改正についても、令和6年1月25日に公布の厚生労働省令第16号により、国の省令に定められた基準が一部改正となったため、第16号議案同様、町が定める基準については、国の省令に定められた基準とほぼ同じとなっていることから、省令の基準を引用するように条例を改正し、町独自の部分はそのまま残す形にし、条例を全部改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。それでは、第16号、17号、18号、19号議案について説明いたします。

第16号、17号、18号、19号議案の条例改正については、先ほど町長が説明をいたしましたとおり、令和6年1月25日に公布の厚生労働省令第16号により条例を改正するものでございます。

まず、第16号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件についてでございますが、本条例で定める基準につきまして、国の省令に定められた基準とほぼ同じとなっているため、条例の一部を改正する形ではなく、省令の基準を引用する規定とし、それ以外の町独自の部分はそのまま残して条例を定めるものでございます。この条例を全部改正することによりまして、町と国の基準が違うところだけをうたわせていただいて、あとは国の厚生労働省令と同じですと、分かりやすくするために条例を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で趣旨を記載しております。第2条につきましては申請者の要件でございまして、申請者は法人とするとしております。第3条におきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を厚生労働省令でもって読み替えるものでございます。

また、第3条最後には2年間とあるものを5年とするとありますが、これにつきましては、文章の記録保存年限でございまして、国の基準が2年のところを町では事業所は

5年間記録文書を残さないといけないとしております。

第4条では、暴力団等を排除する規定でございまして、厚生労働省令にはない規定を規定するものでございます。

それでは、3ページの16号議案、参考資料を御覧ください。本条例の指定居宅介護支援につきましては、介護保険サービスを利用するためのケアプランを作成するサービスのことについて規定しております。

2つ目の黒四角のところでございますが、居宅介護支援は、要介護1から5の方を対象に、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーがケアプランを作成するものでございます。町内の居宅介護支援事業所は5事業所でございます。神河町社協、ケアプランかんざき、うぐいす荘居宅介護支援事業所、あやめ苑居宅介護支援事業所、ケアプランまーのの5事業所となります。

今回の一部改正の主な改正としましては、旧条例のほうになりますが、第5条でケアマネジャー1人につき、利用者が35人までの基準でございましたが、今回の改正でケアマネジャー1人につき44人に増加されたものでございます。また、要支援の利用者数を3分の1で計算することとなり、担当することができる人数が増加したものでございます。

次に、第7条では、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援サービス提供の開始の際に、あらかじめ利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具の貸与、また地域密着型通所介護のサービスの割合等について理解を得なければならなかったところを、義務ではなく理解を得る努力義務となったところでございます。

続きまして、第16条15号、指定居宅介護支援の具体的取り扱いの方針では、改正前は、介護支援専門員は少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接が必要であったところが、改正後は、利用者の同意を得られており、サービス担当者会議等において主治医、担当者、その他関係者の合意を得ているなどの条件を満たしていれば、テレビ電話等の装置を利用し、面接でも可能と改正されたところでございます。

以上が16号議案についての説明となります。

次に、第17号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件についてでございますが、第16号議案と同様の理由により、全部改正するものでございます。

6ページ、第17号議案、参考資料を御覧ください。本条例の指定介護予防支援は介護保険サービスを利用するためのケアプランを作成するサービスでございまして、介護予防支援は、要支援1、2の方を対象に地域包括支援センターがケアプランを作成するものでございます。町内の介護予防支援事業所は健康福祉課に設置しています地域包括支援センターでございます。

主な改正点としましては、第 32 条第 1 項第 15 号、改正前は、介護支援専門員が 3 か月に 1 回の自宅への訪問が必要であったのが、改正後は、利用者の同意が得られており、サービス担当者会議等において主治医、担当者、その他関係者の合意を得ているなどの条件を満たしていれば、テレビ電話等の装置を利用しての面接でも可能となったものでございます。

第 32 条第 1 項第 28 号、新設でございます。介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、市町村は情報提供を求めることができ、情報提供について応じる義務が追加されました。

以上が 17 号議案についての説明となります。

次に、第 18 号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件についてでございます。16 号議案と同様の理由により、全部改正するものでございます。

9 ページ、第 18 号議案の参考資料を御覧ください。地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護高齢者が、要介護度が重くなってもできる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、地域の特性に応じて提供され、原則、神河町民のみが利用できる介護保険サービスであり、町が事業所を指定するものでございます。

地域密着型サービスは、要介護 1 から 5 の方が対象でございまして、町内の指定密着型サービス事業所は 7 事業所でございます。デイサービスセンター蓮、リハビリデイサービス心、デイサービスゆる結す、グループホームゆうゆう、「さくら」グループホーム、によん神河、地域密着型特別養護老人ホームうぐいす荘の 7 つの事業所がでございます。

主な改正点としましては、管理者に関する部分で、改正前は管理者の他の職務との兼務については、併設の施設または同一敷地内の限定されたサービス事業所に限られていましたが、改正後は兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととなりました。

また、第 114 条の 5 では、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施が義務づけられたところでございます。

第 147 条、協力医療機関等というところでは、改正前は、あらかじめ協力医療機関を定めなければならないとなっていたましたが、改正後は、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していることや、診療を行う体制を常時確保していることなどの要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないと努力義務が追加されました。

以上が 18 号議案についての説明となります。

続きまして、10 ページ、第 19 号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件についてでございますが、これにつきましても、第 16 号議案と同様の理由により、全部改

正するものでございます。

12ページをお願いいたします。19号議案の参考資料を御覧ください。地域密着型介護予防サービスは、要支援1、要支援2の方が受けられるサービスであり、原則、神河町民のみが利用できる介護保険のサービスで、町が事業所を指定するものでございます。町内の指定地域密着型介護サービス事業所は1事業所で、によん神河でございます。

主な改正点としましては、管理者につきまして、また身体拘束の禁止について、また協力医療機関等につきまして、第18号議案と同様の理由でございます。

以上が19号議案についての説明となります。

また、厚生労働省令の基準を引用する形で条例制定されている兵庫県内の市町は、現在41市町中19市町でございます。

施行期日につきましては、いずれも令和6年4月1日とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第8 第20号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第20号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、神河町の教育の質の向上を目的として、指導主事を令和6年度から任用し、教育課に配属する予定としています。指導主事の給料等については、任用後、神河町より支給することとなり、引き続き教育職の給料等を支給できるようにするものでございます。改正の内容は、指導主事として神河町教育課に任用後も、公立学校教育職員等の給与に関する条例、兵庫県条例第45号を準用し、教育職給料表に基づき給与の支給及び手当の支給をするために、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、詳細説明をさせていただきます。

まず、指導主事を配置することについて御説明させていただきます。神河町では、これまで公立学校の教員を退職された方を非常勤の会計年度職員として採用し、学校教育指導員として勤務いただき、教育課程の点検指導、そして教科指導や教育相談業務などを担当していただいています。しかし、県内では多くの市町で指導主事が配置されており、41市町中35市町で正規の指導主事が配置済みであります。町では12町中7町が既に配置されています。

指導主事の職務内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されており、指導主事は、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。また、指導主事は教育に関し識見を有し、かつ学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項についても教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校の教員をもって充てることができることとされています。正規職員で指導主事を配置することで、神河町の教育の質をより一層向上することを目的として、町内の小・中学校に対して、教育全般に関する指導助言を行い、教育環境の充実につなげることと併せて、教育機関における所管事務を担当する予定としています。

なお、指導主事を配置するためには、現職の県費教職員を一度退職していただき、神河町職員として採用、そして教育委員会において指導主事として任用する手続を行うこととなります。

県内で指導主事を配置されている市町教育委員会での給与等の任用条件を調査したところ、職務に応じた一定の基準を保つために、現職教員から指導主事に任用される場合には、公立学校教育職員等の給与に関する条例、兵庫県条例第45号により、教職員、教育職給料表に基づいて給与等が支給されています。また、教育事務所などの指導主事等から市町の指導主事に任用される場合には、職員の給与等に関する条例、兵庫県条例第42号による給料表に基づいて給与等が支給されています。

当町でも公立学校教育職員等の給与に関する条例、兵庫県条例第45号を準用し、教育職給料表に基づき給与及び手当の支給をするために、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第21号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第21号議案、神河町手数料条例の一部を改正する

条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行され、これまで本籍地でしか交付できなかった戸籍謄本や除籍謄本が本籍地以外の市町村窓口でも交付可能となります。また、他の行政機関への手続時に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍の電子証明書の提供を可能とするための戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行が可能になります。さらに、戸籍の届出等の書類をスキャンした画像情報の内容に係る証明書についても交付または閲覧が可能となります。これらのことから、手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細を説明させていただきます。

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、国民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行されることとされました。このことを受け、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、町長の説明にありましたサービスが可能になるため、神河町手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものでございます。

タブレット26ページに、今回の改正により開始されるサービスのイメージ図を参考資料として添付しておりますので、まずそちらを御覧ください。

まず、戸籍謄本等の広域交付が可能となります。これまで戸籍は本籍地でしか交付ができませんでした。また、婚姻や転籍等で本籍地が変われば、その以前の戸籍は、その以前の本籍地から取り寄せる、またはそちらの窓口に出向く必要がありましたが、改正後は、法務省の戸籍情報連携システムを介して、最寄りの市区町村の役所あるいは役場で請求、取得が可能になります。

2つ目は、ただいま申し上げました広域交付の右側の図に示す戸籍あるいは除籍の電子証明書提供用識別符号の発行です。行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等の代わりに、この識別符号の発行を受けて提出しますと、行政機関のほうで必要な戸籍や除

籍を確認することになります。例えば、パスポートの発給申請において、申請書と併せて、この識別符号をパスポートの発行機関に提示することにより戸籍の確認が行われますので、この流れでオンラインでのパスポート申請手続が完結されます。ただし、こういった手続の運用開始は、電子証明書を利用する行政機関のシステム等が整備されてからとなります。

3つ目ですが、識別符号の発行イメージ図の下に記載の届書等情報内容証明書の交付や閲覧が可能となります。届書等情報内容証明書といいますのは、婚姻や出生、死亡届等の届書の書類を画像情報として作成したものになります。これは、戸籍の届書を電子化することで、戸籍事務の効率化、それから迅速に新しい戸籍謄本や抄本の発行ができるようにするためのものですが、これを届書の受理証明や記載事項証明として利用することが可能となります。

例えば、保険の請求等で死亡届の写しが必要というふうに窓口に来られる方があります。届書が役場にある間はそれをコピーして原本証明をして交付をいたしますが、この届書が法務局へ送致された後は法務局へ行っていただかないと交付を受けられませんのでした。今後は、届出書を電子的に読み取ったものをもって証明書として発行できるようになります。

以上3点が今回の戸籍法改正によりできるようになることでございます。

それでは、新旧対照表により、手数料条例改正の内容を説明させていただきます。

新旧対照表につきましては、議案の提出後に修正をさせていただいております。申し訳ありませんでした。

では、タブレット20ページをお願いいたします。

新旧対照表、左が改正後で、右が改正前となっております。まず上から2段目と3段目ですけれども、戸籍謄本の広域交付に伴い、現行の磁気ディスクに係る書面の用語を戸籍及び除籍証明書に改め、広域交付に係る手数料は、戸籍謄本等の交付手数料と同額、1通につき戸籍は450円、除籍は750円とするものです。

このページの一番下の段、及び次の21ページの一番上の段ですが、これは今回追加になる電子証明書提供用識別符号の発行手数料を定めるものになります。

20ページ、一番下の欄は、戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料で、1件につき400円、21ページ、一番上は除籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料で1件700円で、それぞれ括弧書きの部分、電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合とありますのは、マイナポータルを利用する場合のことを示しておりまして、そして、並びにこの記述の以下は、識別符号を戸籍や除籍の証明書と同時に取得する場合を除くとありますけれども、これはマイナポータルを利用して識別符号を取得する場合と、戸籍や除籍の証明書と同時に識別符号も取得する場合は無料となるということでございます。

21ページの2段目と4段目は、戸籍の届出書を電子化し、届書等情報として作成で

きることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加したもので、2 段目が証明書の交付、4 段目が閲覧ということで、料金はそれぞれ1 件につき3 5 0 円とするものです。

なお、新旧対照表、少し戻っていただいて、1 9 ページを御覧いただきたいのですが、1 9 ページの下から3 つ目の段に、住民票の写しの交付の欄に括弧書きで広域交付を含むを加えております。住民票の広域交付につきましては、住民基本台帳がネットワーク化された時点から始まっておりましたが、この手数料条例に反映されておりましたので、今回併せて改正をさせていただくものです。

以上、第2 1 号議案の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。基本的なことを聞きます。戸籍、除籍の取り寄せが、うちの役場からよその市役所の戸籍も取れるということが分かったんですが、それをやろうと思うと、今自治体、全国で約1, 7 0 0 ありますが、1, 7 0 0 全てが電算化が終わっているという考えでいいですか。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。全国のもう自治体で戸籍の電子化がなされておりますので、今議員さんがおっしゃったように、全ての自治体で戸籍の情報がつながっておりますので、全国の自治体の戸籍あるいは除籍が取れるようになるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） それで分かりました。これの関連なんですけども、この2 0 ページの新旧対照表のところで、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料4 0 0 円、このことなんやけども、今課長、丁寧に説明はしてくれはったんですけど、簡単に聞きますけど、広域で戸籍と、例えばうちの役場で、例えばお父さんが亡くなって、相続登記しますよと。相続登記するのに、私のおやじが亡くなったときに相続登記するときに、姉がおるんですが、実は姉が京都におると、京都で戸籍をつくっているというときに、姉の戸籍謄本を取り寄せる必要があると、代書屋さん頼むのに、相続登記でね。そのときに、それをやろうと思ったら、今までは郵便請求を、京都市〇〇市役所に出しよったんですわ。これをせんでええいうのは分かりました。うちの役場からできて非常にありがたい。それやるときに、私お姉ちゃんが1 人、京都で戸籍つくっとる場合に、お金的にいうと、この識別符号の発行手数料4 0 0 円と、それからお姉ちゃんの戸籍謄本取る4 5 0 円が要るから、8 5 0 円要ると、こういうような考えでいいですか。ちょっと素人考えみたいなこと言いますけど、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。まず、その親族等の戸籍、他市町村にある戸籍を請求される場合、それはその自治体に定められた手数料を支払う必要があります。それとは別に、この電子証明書提供用識別符号というのは、この符号をもって、その提出を受けた行政機関が国の戸籍情報システムを介して照会に行くとか、そういったイメージだと思うんですけど、識別符号と戸籍とはまた別のものになります。その両方を取得する場合は、識別符号の取得は無料になると先ほど申し上げましたけども、そういうふうな取扱いになっているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長、確認させてください。先ほど、それでは吉岡議員が例えで出されたわけなんですけども、その場合は吉岡議員の謄本をまずこの手数料条例でいうと450円ですか、450円と、もう一つ、お姉様の部分の謄本は、今京都市って言われましたね、その京都市の条例に定める手数料がかかった450円プラス何ぼという話でよろしいですかね。その場合に、識別符号は必要ないという理解でよろしいですか。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。相続等が発生して、そして除籍なりが必要、戸籍が必要という場合、取り寄せられる場合は、その必要な戸籍なり除籍を取られるということになると思いますんで、それに付随して識別符号が必要だということではありません。必要な戸籍なり除籍を取られると、それはその1件幾らというような手数料がかかるということでございます。同時に識別符号を取得するというものではございません。そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 識別符号が決して要るもんじゃないのは分かりました。ほしたらね、僕が神河の役場へ行って、おやじが亡くなって、お姉ちゃんの戸籍謄本が要るんだと、相続登記に、代書屋に提出するのに要るんだと。ほんなら、戸籍謄本は全国一律、公定料金450円です。この450円は神河町役場に払うんか、京都市に僕が定額小為替が何か買うて送るんか、それお金はどこで払うんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。まず手数料は、神河町で発行を受ければ、神河町のほうに納めていただくことになります。それから先ほどおっしゃってましたお姉さんの戸籍ですけども、それが例えば京都にあるとすれば、戸籍の請求できる方の原則といたしまして、直系の尊属といいますか、おじいさんとかおばあさんとか親、それから子、この縦のつながりの人しか請求ができませんので、お姉さんの戸籍が要る場合は、お姉さんのほうで取っていただくということになります。それはもうこれまでと同様でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 住民生活課長、もう1点だけ、私も理解ができなくて確認させてください。またこれ吉岡議員の例え話使わせてもらって申し訳ないんですけど、そのお姉さんが、お父様が亡くなられて、この神河町に帰ってこられて、神河町の役場で京都の戸籍を取られる場合はどうなるんですか。

住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。その場合はうちの窓口で取っていただくことができます。

○議長（小寺 俊輔君） 手数料は、神河町の条例に定める手数料450円でよろしいですか。

○住民生活課長（平岡 民雄君） そういうことになります。

○議長（小寺 俊輔君） はい、分かりました。

質疑の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を13時とします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

午前中に引き続き、第21号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件の質疑を行います。

質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。少し教えてください。参考資料の26ページの部分で、26ページの右側の表ですね、これの識別符号のことを教えてください。

これ先ほどもありましたように、例えばパスポート等を申請するときに、戸籍の電子証明書に代えて、この識別符号を発行してもらって、その符号を申請する行政機関に提出すると戸籍の代わりになるということで、一定の理解はしました。便利になるなと思うんですけども、この識別符号というのは、それぞれの申請ごとに付与されるのか、例えば私が私の戸籍謄本をもらうということで識別符号をもらったら、それが数回、その後も使えるのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この識別符号といいますのは、16桁から成る数字の番号の符号になります。発行を受けると、それが3か月間有効とされておりまして。ですから、その3か月の間はそういった手続に使用できるものというふうになります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 理解しました。ありがとうございます。

あともう一つ教えてほしいんです。これは恐らく戸籍の電子証明書を添付するという
こと以外はないんだろうと思うんですけども、例えば、神河町のいろんな事業の中で、
条例なり規則で、例えば戸籍の謄本を添付しなさいとか、そういう規定があるのかない
のかという、分からないですけど、例えばそういうものがあつたときに、今度はそれを
識別符号に代えることができるんですから、その辺のところの例規の整備というのが必要
になってくるんじゃないかなと思うんですが、そういう必要な案件があるのかないの
かも含めて、一度精査をお願いしたいなと思うんですけども。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今、御指摘のあつた件につ
きましては、そういった条例があるのかも含めて、これから精査していきたいというふう
に考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに
賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よつて、第21号議案は、原案のとおり
可決しました。

日程第10 第22号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第22号議案、神河町特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議
題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第22号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和5年12月26日に内閣府令により特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例を改正する
ものでございます。

内容は、本条例の第 5 条中に規定の磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法を電磁的記録媒体に文言の修正を行う改正、及び第 2 3 条の掲示に関する規定に、書面による掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない規定を加える改正でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 1 1 第 2 3 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1 1、第 2 3 号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和 5 年 6 月定例会において承認可決いただきました兵庫県の国民健康保険料水準完全統一に向けての国民健康保険税率改正を令和 6 年度に計画どおり実施することとし、去る 1 1 月 9 日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。第 2 3 号議案の詳細説明を申し上げます。今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、令和 5 年 6 月議会定例会におきまして、兵庫県が推進する令和 1 2 年度国民健康保険料水準完全統一に合わせて、当町の国民健康保険税率も令和 5 年度から段階的に引き上げていく必要性について御説明申し上げ、承認をいただきました。これに伴い、令和 6 年度の国民健康保険税率につきましても、当初の計画どおりに改正し、令和 6 年度当初予算に反映させることを令和 5 年 1 1 月 9 日開催の神河町国民健康保険運営協議会において慎重に協議いただき、今後も安定した国民健康保険財政運営のためには税率改正はやむを得ないとの答申をいただきました。これにより改正を行うものでございます。

それでは、資料に沿って御説明いたしますが、最初に 3 8 ページの参考資料 1 を御覧

ください。この表は、6月定例会で提示させていただき御説明申し上げたものと同様になります。水色に色づけしました令和6年度の部分が今回改正の税率でございます。

次に、39ページの参考資料2をお願いします。現行の税率と改正案の比較表になりますので、新旧対照表と併せて御覧ください。

それでは、新旧対照表により御説明を申し上げますので、31ページをお願いいたします。

まず、第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る医療分となる基礎課税額の所得割について、100分の6.55から100分の6.65に改正しております。

次の第5条は、被保険者に係る医療分の均等割について、1人につき2万3,700円から2万5,500円に改正しております。

第5条の2の1号、2号、3号は、31ページから32ページにかけてになりますが、国民健康保険の世帯ごとに係る世帯別平等割額について、特定世帯以外の世帯が1世帯につき1万7,400円から1万8,300円に、特定世帯が1世帯につき8,700円から9,150円に、特定継続世帯が1万3,050円から1万3,725円に改正しております。

ここで申します特定世帯とは、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されたことによりまして、同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療に移行し、他の国保被保険者が1人だけになった世帯を特定世帯といいまして、医療給付費分と後期高齢者支援金分の世帯平等割額が5年間、2分の1の額が軽減されます。また、その5年を経過しても、引き続き同じ状態で国民健康保険と後期高齢者医療に分かれている世帯を特定継続世帯といい、医療給付費分と後期高齢者支援金分が世帯平等割額が3年間、4分の1の額が軽減されます。

次の第6条ですが、後期高齢者支援金等課税額の被保険者に係る所得割を100分の2.93から100分の2.97に改正しております。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割を1人につき1万400円から1万1,100円に改正しております。

次の第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定世帯以外の世帯については、1世帯につき7,600円から7,900円に、特定世帯については、1世帯につき3,800円から3,950円に、特定継続世帯は5,700円から5,925円に改正しております。

次に、第8条は、介護納付金課税額の被保険者に係る所得割を100分の2.49から100分の2.59に改正しております。

第9条の2の介護納付金課税額の被保険者均等割を1人につき1万300円から1万1,300円に改正しております。

次の33ページ、第9条の3、介護納付金課税額の世帯別平等割額を1世帯につき5,200円から5,700円に改正しております。

続きまして、第21条第1項は、低所得世帯の軽減措置に係る国民健康保険税の減額

についての規定になります。医療給付分課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の被保険者均等割額、世帯平等割額について、それぞれ 33 ページから 34 ページの第 1 号は 7 割軽減額について、34 ページの下から 3 行目から 35 ページまでにかけては、第 2 号は 5 割軽減額について、36 ページから 37 ページ、3 行目までの第 3 号は 2 割軽減額について、該当となる場合の軽減する額について、改正の規定をしております。

次の 37 ページ、4 行目からの第 21 条第 2 項は、未就学児の均等割額減額についての改正になります。第 1 号が基礎課税額分の減額規定で、第 2 号が後期高齢者支援金等課税額分の減額規定となります。第 1 号と第 2 号のそれぞれ（ア）は 7 割軽減世帯の減額する額、（イ）は 5 割軽減世帯の減額する額、（ウ）は 2 割軽減世帯の減額する額、（エ）は一般世帯の減額する額の改正の規定となります。

以上、第 23 号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 12 第 24 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 12、第 24 号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 24 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

介護保険法第 117 条及び 129 条では、3 年に一度、介護保険事業計画を策定し、65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料を改定することになっております。令和 5 年度は 3 年に一度の介護保険事業計画の策定年度となっており、高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画策定委員会を 3 回開催し、令和 6 年度から令和 8 年度の介護保険料については、介護給付費の推移や、第 1 号被保険者数、要介護認定者数などを基に御審議いただき、月額基準額をこれまでの 5,900 円から 6,200 円へ 300 円の引上げを決定いたしました。年額にすると 7 万 800 円から 7 万 4,400 円へ 3,600 円の引上げとなります。

所得段階別保険料については、10 段階から 13 段階へと変更し、基準額の割合に乘じ、13 段階の介護保険料を設定しており、対象者の所得金額についても変更しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。それでは、第24号議案について説明をいたします。

介護保険条例の一部改正につきましては、3年に一度、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定することになっております。介護保険料の改定については、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定委員会を3回開催し、令和6年度から令和8年度の計画策定において、介護給付費の推移、第1号被保険者数、要介護認定者数などを基に御審議をいただきました。

それでは43ページ、新旧対照表を御覧ください。第2条第1項第1号から第10号までの保険料をそれぞれ改正しております。また、第11号から第13号までの保険料を追加しております。

今回の国の改正で、今後の介護給付費の増加を見据え、所得段階の標準が9段階から13段階への多段階化、高所得者への標準乗率の引上げ、低所得者への標準乗率の引下げをすることで、低所得者への保険料の上昇の抑制を図る目的で改正を行われ、神河町についても、国の所得段階の基準に合わせて10段階から13段階とすることとしました。それに伴い、市町が独自で所得段階及び所得段階基準を使う場合に規定されている介護保険施行令第39条を参照しておりましたが、今後は国の基準と同様の所得段階、所得基準を使用する場合に規定されている第38条を参照するため、条例内の第39条とあるものを第38条に改めております。

44ページをお願いいたします。改正前の第2項から第5項までについては、神河町が独自で所得段階及び所得段階基準を使う場合に規定されていた部分で、今回削除し、改正前の第6項から第8項までを第2項から第4項とし、保険料の納付年度を「令和3年度から5年度まで」を「令和6年度から8年度まで」に改正をいたします。

また、改正後の第2項から第4項につきましては、令和元年10月1日に消費税が10%に引き上げられたことにより、介護保険料算定の所得段階のうち、低所得層である第1段階、第2段階、第3段階の方に対し、段階的な介護保険料の軽減措置がなされていましたが、令和6年度から令和8年度においては、それぞれの段階の方の介護保険料を2万1,200円、3万6,080円、5万9,600円とするものでございます。

第4条第3項の改正につきましては、保険料賦課期日後に、要保護者の方が、保険料額の区分が低い保険料額を適用されたならば保護を必要としない状態となる場合、もしくは生活保護者となった場合、月割りで算定した合算額を保険料とするもので、この改正についても、所得段階の10段階から12段階を追加するものでございます。

それでは、介護保険料の算定の方法について、別紙、第9期介護保険料の算定資料を

基に説明をさせていただきます。

45ページをお願いいたします。保険料の算出です。要介護認定者、いわゆる要介護1から5の方における令和6年度から令和8年度までの居宅サービス、地域密着型サービス、介護保険施設サービス、居宅介護支援の介護給付費の年度別見込額については、これまでの実績や伸び率、また今後の利用見込みを勘案し算出をしております。

次に46ページを御覧ください。予防給付費の見込額でございます。いわゆる要支援1、2の方の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の年度別の見込額を算出しております。

47ページを御覧ください。標準給付見込額の推計です。総給付費は、先ほど説明いたしました介護給付費と予防給付費の合計となります。それに特定入所者介護サービス給付費と高額介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス給付費、審査支払い手数料を加えたものが標準給付費見込額合計となります。また、地域支援事業についても、総合事業費等と包括的支援事業、任意事業の見込額を算定しております。

それでは48ページをお願いいたします。第1号被保険者の保険料の基礎額の算定であります。標準給付見込額は3年合計で43億4,735万7,000円と、地域支援事業の3か年の合計で、2億5,580万1,000円を見込んでおります。

次に第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額は表のとおり、第1号被保険者の負担率は介護給付、介護予防給付、介護予防・日常生活総合事業、包括的支援・任意事業の全てが保険料総額の23%となっており、調整交付金相当額を上乗せし、3か年合計を12億8,216万2,000円となります。

次に、調整交付金の見込額は、各年度ごとの標準給付見込額に平均6.49%の率で計算をしております。

介護保険給付準備基金取崩し額については、現在1億4,924万4,000円を保有していることから、9,000万円を取り崩すこととしております。

これらの金額を基に、第9期の保険料収納必要額を計算式のとおり計算した結果、9億999万4,000円が必要となってきます。この金額に予定保険料の収納率99.3%で除し、かつ3か年の被保険者数合計で割ることにより、年額保険料基準額が7万5,270円となります。月額保険料については100円未満を切り捨てることによりまして、6,200円となります。

49ページをお願いいたします。各所属段階での加入者の割合を示しております。第8期の令和5年度までは所得段階が10段階であったのが、第9期からは所得段階が13段階とし、11段階から13段階の3段階を追加しております。

50ページをお願いします。実際の保険料額を、第8期と第9期の比較表をつけております。参考までに、直近の兵庫県下の市町の月額基準額の平均額は6,050円の見込みでございまして、近隣市町については、市川町が6,000円の据置き、福崎町が6,160円から6,260円になる予定と聞いております。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とし、令和 6 年度分の保険料から適用します。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 13 第 25 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 13、第 25 号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 25 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

し尿くみ取りを委託している橋本株式会社より、昨今の物価高騰の影響により、特に作業に手間を要する仮設トイレのくみ取り料金が現行契約料金では採算が合わないため、改定の要望がありました。同社から状況説明を受け、また郡内 3 町とも協議をした結果、料金改定はやむを得ないと判断したものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細を説明させていただきます。

し尿くみ取り手数料に関しましては、消費税が 8 % に変更された平成 26 年 4 月 1 日に改定をして以来、据置きで現在に至っております。

このたび、作業を委託しております橋本株式会社より、最近の労務費、車両に係る経費、燃料費等の高騰により、従来の料金を維持することが困難となったため、料金の値上げについて配慮をお願いしたいと郡内 3 町に対して申出がありました。

今回、仮設トイレの料金見直しの要望があったわけですが、橋本株式会社からは、1 基当たり 8,500 円程度は適正価格であるといった試算も示されました。現行料金と比較いたしますと 3 倍近い値上げとなるため、同社及び郡内 3 町がそれぞれ歩み寄れる料金について協議を重ねたところです。

特に神河町においては、谷が深く、さらに山の中の林道、作業道を深く入った工事現場に設置された仮設トイレのくみ取りがあり、その 1 か所のみ時間に時間や経費がかかると

いった事情を理解いただきたいとのことでございました。

これらのことを踏まえ、神河町の仮設トイレのくみ取り手数料について、新旧対照表のとおり改定をさせていただくことといたしました。

新旧対照表を御覧ください。ここに記載の金額は消費税抜きの料金ですが、改正前は1基当たり2,778円、括弧書きで中間くみ取りの場合は1,852円とあります。2,778円は仮設トイレを撤去する際の最終のくみ取りで、中間くみ取りといいますのは仮設トイレを撤去するまでの間のくみ取りということで、料金に差がありました。これはくみ取り作業に若干の違いがあり、差がつけられていたのですが、橋本株式会社からの申出で、実質の作業として中間も最終も今においては変わりがないので、一律料金でお願いしたいと申出があり、改正後については、中間くみ取りの料金は設定しないことといたしました。

それに代わって、改正後のほうには、同一所在地に設置された2基目以降は3,182円とするという括弧書きに改めています。同じ場所に2基3基と、仮設トイレがあった場合、そこへ到着するまでの経費は1回分で済みますので、同じ場所で複数のくみ取り申込みがあった場合は、2基目以降に料金の差を設けてほしいと、郡内3町から要望し、橋本株式会社に了解を得たものです。

税込み価格で申し上げますと、福崎町、市川町においては1基当たり税込み5,500円、神河町においては6,000円となりまして、同じ場所にある2基目以降の料金は、3町同一で、税込み3,500円となります。

先ほども申し上げたとおり、神河町については距離が遠いところのくみ取りがあるので、福崎町、市川町より若干高い料金はやむを得ないというふうに考えたところです。

なお、料金改定は3か月間の周知期間をもって、7月1日から実施といたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第26号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第26号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

令和6年能登半島地震による甚大な被害を受け、被災者が公営住宅等へ一時入居を希望した場合、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可の規定に基づき、入居の許可を行うなど、最大限の配慮をするよう、国土交通省住宅局から通知がありました。

この通知を受け、空室のある新野駅前団地及び中村団地は条例による被災者の入居を認める規定はありませんが、地方自治法上の目的外使用許可の規定に基づき、一時提供できる住宅として報告し、ホームページに掲載しております。

災害時における住宅提供については、柏尾団地及び比延団地では神河町営住宅設置条例第5条の公募の例外として、福本団地は神河町特定公共賃貸住宅設置条例第6条の入居の資格にそれぞれ規定されていることから、このたびの支援要請を受け、新野駅前団地及び中村団地についても同様に、第5条の入居の資格に災害、不良住宅の撤去、その他特別な事情がある場合に入居を認める条文を加えることで、災害時における円滑な住宅支援ができるよう明確化するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第15 第27号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15号、第27号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、一般職の職員の給与に関する法律の公安職俸給表の改定により、令和6年2月9日公布、令和6年4月1日に施行される非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正に伴い、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第28号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16号、第28号議案、神河町体育施設設置条例の一部を

改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第２８号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

すば一く神崎は、平成８年に神崎町社会福祉協議会を申請者とし、日本財団の補助を受けて建設したことにより、神崎町社会福祉協議会が所有者となり、平成１７年の町合併後も神河町社会福祉協議会に引き継がれておりました。これまでの間、社会福祉協議会と町との間で管理運営委託契約を交わし、運営管理を町が行ってまいりましたが、このたび社会福祉協議会から町への名義変更の申出がありました。そこで名義を町とし、令和６年４月１日から、神河町体育施設として運営管理するため、神河町体育施設設置条例の一部改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。第２８号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、詳細説明を申し上げます。

すば一く神崎は平成８年当時、神崎町が建設を計画しましたが、社会福祉法人格を持つ神崎町社会福祉協議会が申請者でなければ日本財団から補助を受けることができなかったため、社会福祉協議会を申請者として財団から補助を受け、補助金以外の費用全てを神崎町が負担して、平成９年に貝野地内に、町有地に建設いたしました。

建物の所有は、財団補助を受けたことから、神崎町社会福祉協議会となっており、社会福祉協議会において、その他財産に資産計上されております。ただし、これまでの間、社会福祉協議会と町との間で管理運営委託契約を交わし、管理運営全てを町のほうで行ってまいりました。

このたび、社会福祉協議会内ですば一く神崎の所有について協議をされて、昨年６月の評議会で、神河町へ無償譲渡することを議決され、令和５年８月３日付で、文書により神河町社会福祉協議会会長から町への名義変更の申出がございました。

実質的に町の財産であることから、令和５年度内に名義を町とし、令和６年４月１日から神河町体育施設として運営管理するため、神河町体育施設設置条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、５８ページ、神河町体育施設設置条例新旧対照

表を御覧ください。

別表第1、体育施設の名称、位置の一番下の段に、名称、すぱーく神崎、位置、神河町貝野434番地を加えます。続いて、別表第2、体育施設使用料金表の一番下の段に、ページは60ページになります。施設名、すぱーく神崎、ゲートボール場、単位1面1時間、使用料200円。備考、町民以外は倍額。同じく、すぱーく神崎でクラブハウス、単位1時間、使用料200円。備考、クラブハウスのみを利用するときを加えます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第17 第29号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第29号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第29号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和5年5月26日公布、令和6年4月1日施行による生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律第36号の施行に伴う水道法の整備により、本条例を改正するものでございます。

内容は、水道整備管理行政に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに係る改正が主なもので、水道法を引用しています水道給水条例の厚生労働省令を国土交通省令に、また水道法施行令を引用しています箇所条条ずれが生ずるため、条例中の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第30号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第30号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第30号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてでございます。

このたびの規約変更は、丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退、及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を３年から４年に改正するため、組合規約の変更を行う必要があり、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて、構成団体が共通して議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第１９ 第３１号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第１９、第３１号議案、姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第３１号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件でございます。本件は、姫路市中播消防署北部出張所について、現在、築４６年が経過し老朽化が進んでいること、また、洪水時における家屋倒壊等氾濫想定区域内に建設されていることから、令和８年４月に更新予定の次期消防指令システムの運用開始に合わせて、北部出張所の建て替えを行うための用地及び既存の建物を多目的施設として取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する土地は合計３筆で、面積６,０７１.５平方メートル、建物は鉄筋コンクリート造り、陸屋根２階建てで、床面積は２,９５４.４平方メートルであり、総額８,０００万円でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２０ 第３２号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第２０、第３２号議案、令和５年度神河町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第32号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町一般会計補正予算（第9号）でございます。

補正予算（第8号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

内容につきましては、繰越明許費として総合行政用コンピュータ運営事業ほか4事業を繰り越し、地方債の補正として、学校施設跡地活用事業ほか3事業の限度額を補正、そして歳入歳出とも各事業の事業費確定見込み等の補正でございます。

その主なものは、歳入では、増額要因として、町民税、町たばこ税、再算定による地方交付税、地方債、神河まち・ひと・しごと創生寄附金など。減額要因は、神河ふるさとづくり応援寄附金、栗賀小学校跡地整備に係るデジタル田園都市国家構想交付金、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金、道路メンテナンス事業費補助金、今回の補正における財源調整としての財政調整基金繰入金などでございます。

続きまして、歳出では、増額要因として、地方交付税の再算定による町債管理基金の積立て、企業版ふるさと納税基金積立て、地籍調査事業などでございます。減額要因は、総合行政用コンピュータ運営事業、ふるさと納税推進事業、医療費助成事業、予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、農業生産コスト低減対策事業、森林環境譲与税活用事業、町単独町道改良事業及び道路メンテナンス事業などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,008万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,061万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、32号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは7ページのほうを御覧いただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、総合行政用コンピュータ運営事業2,692万2,000円でございます。

これにつきましては、国が進めますマイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に係るものでございまして、戸籍の附票及び住民記録のシステム改修費用の補助金が、12月補正に続き、本補正においても追加交付されるものでございます。

事業費におきましては、年度内の執行が困難なため、対象事業費全額を翌年度に繰越

しをするものでございます。

続きまして、粟賀小学校跡地整備事業でございます。6億2,753万円で、契約の締結の遅れ等によりまして、大幅に工事の着手が遅れました。本年度の出来高見込みは6.3%程度になります。未執行部分につきましては、予算を繰り越すものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、地籍調査事業でございます。1,242万9,000円でございます。国の補正の追加配分によるものでございまして、翌年度に繰越しをいたしまして執行をするものでございます。

続いて、7款の土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業2,473万5,000円で、仮設足場の設置等により一部工事が年度内に完了することが困難になりました。したがって、予算を翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、道整備交付金事業2,600万円でございます。線形決定に伴う関係者の協議に不測の日数を要したところでございます。年度内の完了が困難になったものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。事業費の確定見込みに伴う補正などでございます。

3、学校施設跡地活用事業で、粟賀小学校跡地、公園及び図書コミュニティ施設整備でございます。特定財源といたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金2億円の充当予定をしておりましたが、先ほど繰越明許費で御説明を申し上げたとおり、本年度の出来高見込みは6.3%となっております。交付金の減額見込みが1億8,583万1,000円となっております。これにつきましては、大きな財源不足であります。財政の運営を危惧しておりましたが、兵庫県との再三にわたります協議を通しまして、過疎対策事業を国へ追加申請をいただいております。このたび満額発行同意がございまして、1億8,560万円を増額いたしまして、限度額を6億6,030万円とするものでございます。

続いて、4、病院医療機器整備事業でございます。機器の購入の不用額630万円を減額いたしまして、限度額を2,440万円とするものでございます。過疎債の充当でございます。

続いて、6、道路整備事業でございます。辺地債で実施をしました峰山線の舗装等の工事で1,830万円を減額し、限度額を1億370万円とするものでございます。

続いて、7、橋梁整備事業でございます。道路メンテナンス事業で額の確定によりまして740万円を減額をいたしまして、限度額を4,230万円とするものでございます。起債の種類につきましては過疎債でございます。

これによりまして、補正後の限度額の総額でございますが、9億6,644万8,000円でございます。

続きまして、事項別明細書で御説明を申し上げます。13ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人町民税でございます。現

年度課税分1,184万円の増額でございまして、退職所得分の増額等もありまして、所得割が増額となっているものでございます。

4項の町たばこ税につきましては、現年度課税分254万4,000円の増額でございます。

続いて11款の地方交付税でございます。普通交付税5,393万3,000円の増額で、地方交付税法及び省令の一部改正によりまして、再算定の結果によるものでございます。

その詳細につきまして申し上げます。新たに創設されました費目で、臨時経済対策費が2,859万5,000円。臨時財政対策債償還基金費2,533万8,000円でございます。

なお、臨時財政対策債償還基金費につきましては、2,533万8,000円は、令和6年度及び令和7年度における元利償還金の一部の償還財源として、町債管理基金に積立てをするものでございます。

続いて、決定額について申し上げたいと思います。基準財政需要額が49億3,586万7,000円、基準財政収入額が17億8,092万6,000円、普通交付税額の決定額でございますが、31億5,494万1,000円となります。

続いて、13款の分担金及び負担金でございます。事業費確定によりまして、町単独林道補修事業受益者分担金200万円、町道改良工事受益者分担金30万1,000円の減額でございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金及び2項の国庫補助金について、主なものについて御説明を申し上げます。

民生費の負担金では、事業費の実績見込みによりまして、私立保育所運営費負担金361万4,000円の減額、障害者自立支援給付費等負担金につきましては182万9,000円の増額でございます。

衛生費負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金867万3,000円の減額で、5類移行などにより接種者が大幅に減ったものでございます。

次のページをお願いします。総務費の補助金では、社会保障・税番号システム整備費補助金は391万7,000円の増額で、繰越明許費で御説明をいたしましたマイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に係る追加補助金でございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は338万8,000円の減額で、神河町環境保全型農業推進事業等充当事業の補正の増減によるものでございます。

続いて、デジタル田園都市国家構想交付金1億8,583万1,000円の大幅な減額でございます。繰越明許費及び地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

過疎地域持続的発展支援交付金は1,460万円の減額で、対象予定のデマンド交通等の事業内容におきまして、デジタル化要素が不足と見なされまして対象外とされたものでございます。

続いて、民生費の補助金です。地域生活支援事業補助金など、事業費確定見込みによ

りまして、283万5,000円の減額でございます。

衛生費補助金では、出産・子育て支援交付金454万9,000円の減額で、人件費充当をしておりましたが、一部錯誤によりまして対象外経費を含んでいたことが分かりました。それに伴いまして補正減額をするものでございます。

土木費補助金では、事業費確定によりまして、道路メンテナンス事業補助金2,493万8,000円の減額です。

続いて、県負担金、県補助金、県委託金についてでございます。主なものを御説明をいたします。

民生費負担金は、私立保育所運営費負担金の減額など139万6,000円の減額でございます。

次のページをお願いをいたします。県の補助金です。民生費補助金では、償還推進助成事業補助金225万3,000円の増額で、2号経費、督促等による経費ですが、が追加されまして、9号経費、回収不能経費ですが、補助申請により内示があったものでございます。なお、申請額に対する9号経費の配分割合につきましては約7割となっております。

医療助成費補助金につきましては、決算見込みによりまして810万6,000円の減額でございます。

衛生費補助金は、出産・子育て支援交付金156万円の減額で、国庫補助金で御説明を申し上げたとおりです。

農林業費補助金では、地籍調査事業補助金494万5,000円の増額で、繰越明許費で御説明を申し上げたとおりです。

農業生産コスト低減緊急対策事業補助金は1,516万8,000円の減額で、7件分の要望をしておりましたが、採択が2件となったものでございます。

続いて、緊急防災林整備事業補助金298万円の減額で、決算見込みによるものでございます。

土木費補助金です。次のページをお願いをいたします。三世代同居対応改修工事推進事業補助金でございますが、昨年に引き続きまして要望がなく、予算計上額135万円を全額の減額といたします。

続いて、県委託金です。兵庫県議会議員選挙費委託金779万1,000円の減額で、額の確定によるものです。地籍調査事業委託金276万3,000円の増額で、繰越明許費で御説明を申し上げたとおりです。

18款寄附金、2目指定寄附金でございます。神河ふるさとづくり応援寄附金4,000万円の減額で、決算見込みによるものです。神河まち・ひと・しごと創生寄附金は、1,880万円の増額で、4事業所からの寄附によるものです。補正後の寄附金額見込みを申し上げます。4,660万円となります。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金は、ふるさとづくり応援基金繰入金2,032

万7,000円の減額で、令和4年度のふるさとづくり応援寄附金の確定、額にしますと6,967万3,000円になりますが、によるものでございます。歳出において、これらの充当事業の財源振替を行っております。

続いて、まちづくり基金の繰入金が77万円、森林環境譲与税基金繰入金958万6,000円の減額で、それぞれの充当事業の事業費の確定によるものでございます。

また、財政調整基金繰入金は1億962万1,000円の減額で、今般の補正の財源調整のため減額するものです。補正後の残高見込みを申し上げます。17億1,076万円となります。

次のページをお願いします。財産区繰入金です。261万4,000円の減額で、寺前・長谷財産区議会議員選挙に係る事業費確定によるものでございます。

続いて、21款諸収入、5項の雑入は、起債償還受入金355万円の減額でございます。グリーンエコー笠形償還補填金でございます。指定管理者、ドリームアウェイから施設利用料として納付をされるものですが、昨年度に引き続きまして、5年度の運営収支につきましても赤字見込みとなるため、協定書の条項の規定に基づきまして減免をするものでございます。

22款の町債につきましては、地方債補正で御説明を申し上げたとおりです。

続いて、18ページの歳出をお願いをします。まず、人件費等につきましては、補正8号以降の変更に伴うもので、職員給与、退職手当組合特別負担金等職員手当、会計年度任用職員の報酬、手当等の補正をしております。

なお、各科目での職員手当、共済費等の個々の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

30ページのほうに給与費明細書がございます。そちらをお願いしたいと思います。

1、一般職、(1)総括をお願いをいたします。区分、比較欄で外書き、両括弧の上段につきましては再任用短時間勤務職員、両括弧下段につきましては会計年度任用職員の記載でございます。

一般職で給料22万4,000円を減額、それから職員手当17万9,000円の減、共済費13万8,000円の減で、合計18万3,000円の減額補正でございます。

また、会計年度任用職員につきましては、合計欄を見ていただきますと、605万2,000円の減額補正となっております。

大変申し訳ありません、戻っていただきまして、18ページのほうをお願いをいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、ふるさと納税推進事業で2,262万円の減額。マイナンバーカードローマ字表記による486万5,000円の増額を含みまして、総合行政用コンピュータ運営事業が3,383万5,000円の減額となっております。

4目の財産管理費では、町債管理基金積立金2,533万8,000円の増額で、普通交付税の再算定によるものでございます。神河ふるさとづくり応援基金積立金につきまし

ては4,000万円の減額で、寄附金額の減額に伴ったものでございます。

5目の交通対策費は、デマンド交通で車両購入の確定によりまして203万1,000円の減額でございます。JR利用促進事業では、遠距離通勤・通学等の補助金の実績が伸びず、650万円の減額となっております。

6目の企画費では、派遣人材の確保ができず、地域活性化起業人派遣委託料280万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。企業版ふるさと納税基金積立金につきましては、2,280万円の増額でございます。

7目のケーブルテレビ管理運営費は基金積立金1,500万円の増額で、光ケーブル等の貸付収入の積立ででございます。これによりまして、基金の現在高見込みを申し上げます。1億3,512万7,000円となります。

8目の諸費は60万3,000円で神河ふるさとづくり応援基金繰入金の財源振替で、事業的には集落集会施設整備事業に係るものでございます。

続いて、4項の選挙費では1,040万4,000円の減額で、県議会議員選挙費、寺前財産区議会議員選挙費、長谷財産区議会議員選挙費の事業額の確定によるものでございます。

すいません、22ページをお願いいたします。3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金ほか、261万1,000円の増額です。

2目老人福祉費45万円は、神河ふるさとづくり応援基金繰入金の財源振替で、長寿祝金支給事業に係るものを振り替えてございます。

3目の心身障害者福祉費、扶助費は404万2,000円の増額で、障害者介護給付費等の実績見込みによるものでございます。

4目の医療助成費は、1,110万9,000円の減額で、実績見込みによるものです。

次のページをお願いいたします。2項児童福祉費、3目保育所費は、転入による児童の増加によりまして、公立施設型給付費負担金233万6,000円の増額となります。公定価格の増及び利用者の負担額の減によりまして、私立施設型給付費負担金につきましては744万7,000円の減額となります。

保育所における事故防止等の推進事業補助金ですが、90万円の減額で、コロナの5類移行により、感染対策の経費が補助対象外になったものでございます。

4款の衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、公立神崎総合病院事業の出資金でございまして、医療機器の購入の減により630万円の減額となります。

2目健康づくり対策費は、予防接種の関係で、材料費と接種委託料合わせまして2,026万2,000円の減額でございます。実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。2目環境衛生費、中播北部行政事務組合負担金、

火葬場分でございますが、29万9,000円の減額で実績の見込みによるものでございます。

3項清掃費、1目ごみ処理費、中播北部行政事務組合負担金、クリーンセンター分ですが、829万5,000円の増額となります。2目のし尿処理費、中播衛生施設事務組合負担金は1,227万7,000円の減額で、投入量等の減少によるものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございますが、多面的機能支払交付金386万5,000円の減額、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金1,516万8,000円の減額など、負担金、補助及び交付金のところで2,889万5,000円の減額となります。実績見込み等によるものでございます。

次のページをお願いいたします。6目の地籍調査費ですが、1,117万6,000円の増額で、歳入のほうで御説明をしたとおりでございます。

2項林業費、2目林業振興費です。林道補修工事請負費338万3,000円の減額で、林道ナメラ線1号橋の補修工事で事業費確定によるものです。負担金、補助及び交付金は、2,474万円の減額で、森林管理100%作戦推進事業補助金990万7,000円の減額、町森林整備事業補助金1,026万7,000円の減額などで、それぞれに事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。6款の商工費、2目の観光振興費ですが、砥峰高原自然交流館管理運営委託料319万円の増額で、LED化の工事及び床のフローリングの修繕に係るものを計上いたしてございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費1,270万円は、道路整備事業債の財源振替でございます。辺地対策事業、町道峰山線の舗装の工事に係るものです。

2目道路橋梁新設改良費につきましては、町単独町道改良事業1,200万円、道路メンテナンス事業3,400万円の減額で、事業費の確定によるものです。

3項の河川費1,050万円の減額につきましては、三万田川の改修工事が地権者の同意が不調になりまして、実施のほうを見送ったものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費ですが、負担金、補助及び交付金1,297万8,000円の減額で、若者世帯向け家賃補助金112万6,000円の減額、若者世帯住宅取得支援補助金410万円の減額、特定空き家等除却事業補助金200万円の減額、三世代同居対応改修工事推進事業補助金270万円の減額などでございます。それぞれに決算見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。9款の教育費ですが、小学校費及び中学校費では、それぞれに光熱費の減額補正をいたしてございます。6項の保健体育費、3目の学校給食費につきましては、原材料費など7万6,000円の減額を行ってございます。

最後に10款の公債費でございますが、グリーンエコー笠形の償還補填金355万円の免除減額によるもので、財源を一般財源のほうに振替をいたしてございます。

30ページから33ページにつきましては給与費の明細書、それから地方債に係る別

添資料等を添付をいたしておりますので、御確認をいただきたいなというふうに思います。

以上で詳細説明について終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第33号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第33号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第33号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

今年度の医療費の状況については、過去3年間で比較すると、最も低い水準で推移しています。これは被保険者数の大幅な減少が主な要因です。歳入において、被保険者数の減少に伴い国保税が減収となり、今後もこの傾向は続く見込みです。また、県からの特別交付金が、がん検診受診率の低下等により減額される見込みです。これらにより、歳入が当初見込みを下回りますので、財政調整基金の取崩しをもって決算を見込む状況となりました。

補正の内容は、歳入では、国民健康保険税決算見込みによる減額、県支出金の普通交付金、特別交付金の確定見込みによる減額、国保税や県からの交付金の減額に伴う財政調整基金からの繰入金増額などが主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる一般被保険者療養給付費と高額療養費の減額、財政調整基金積立金の減額、国保税還付金の減額、また、不当利得及び第三者求償に伴う県支出金返納金の増額、これらによりまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,034万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,362万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第34号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 2、第 3 4 号議案、令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険料の決算見込みによる減額、次期標準システムへの移行が 6 年度に延期されたことに伴う事務費繰入金の減額。次に歳出では、保険料の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額、次期標準システムへの移行が延期になったことに伴う窓口端末機購入のための備品購入費の減でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,015 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,772 万 5,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 3 第 3 5 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 3、第 3 5 号議案、令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 5 号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因としましては、歳入においては、介護保険料の決算見込みによる増額、調整交付金の確定見込みによる減額、支払基金の交付金の減額、県負担金、一般会計繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金の増額などが主なものでございます。歳出においては、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費の増額、決算見込みによる地域支援事業費の減額、介護サービス給付費等諸費の増額に伴う介護給付費準備基金積立金の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 575 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,198 万 3,000 円とするも

のでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 4 第 3 6 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 4、第 3 6 号議案、令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 6 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の増額、利子及び配当金の減額、歳出では、地区振興基金積立金の減額、集落運営諸経費助成金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,612 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,863 万 5,000 円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和 6 年 2 月 13 日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 5 第 3 7 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 5、第 3 7 号議案、令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

このたびの補正は、収益的収入と資本的収入の補正のみで、収益的支出と資本的支出の補正はございません。

補正理由としましては、収益的収入は補助金の増額、資本的収入は医療器械購入に係る一般会計出資金、過疎債分の減額と企業債の増額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

それでは、個々に補正内容を御説明申し上げますので、まず4ページを御覧ください。まず収益的収入の補正理由でございますけれども、補助金の増額でございます。収入の2項医業外収益、2目補助金で、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として963万5,000円増額、その他補助金として、医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金の光熱費分で570万円と、食材費分で89万6,000円の計659万6,000円の増額でございます。

次に、資本的収入の補正理由でございますが、医療器械購入に係る一般会計出資金、過疎債分の減額と、企業債の増額でございます。企業債の増額は、医療器械の故障等により購入機器を追加したことによるもので、一般会計出資金、過疎債分の減額は、購入財源に過疎債を充てる医療器械の購入価格が入札等により当初予定より下がったことによるものです。企業債を700万円増額し、一般会計出資金を630万円減額いたします。

6ページはキャッシュフロー計算書です。2ページにお戻りください。

第2条において、収益的収入及び支出の収益的収入の病院事業収益を1,623万1,000円増額し、35億8,038万5,000円に補正いたします。第3条では、資本的収入及び支出の資本的収入を70万円増額し、2億1,215万7,000円に補正いたします。

病院会計ですけれども、令和3年度以降、収支不均衡予算としております。収支差を御確認いただくために補正予算の説明資料を提出させていただいておりますので、7ページを御覧ください。当初予算から3月補正までのそれぞれの内容を掲載をしております。当初予算時は、収益的収入及び支出の収支差は、費用が収入より1億2,557万4,000円多い状況でございました。6月、9月、12月、そして3月とそれぞれ補正をさせていただき、このたびの補正後の収支差は1億2,023万3,000円となりました。依然、費用が収入を上回る予算の状況でございますが、非資金性の収入や支出を含んでの収支差であるため、資金繰りや会計処理に特に問題が生じるものではございません。また、4条予算の収支差につきましても、8,148万1,000円でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（小寺 俊輔君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで
延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることを決定しました。

次の本会議は、明日3月1日午前9時再開とします。

本日はこれで延会します。どうもお疲れさまでした。

午後2時36分延会
